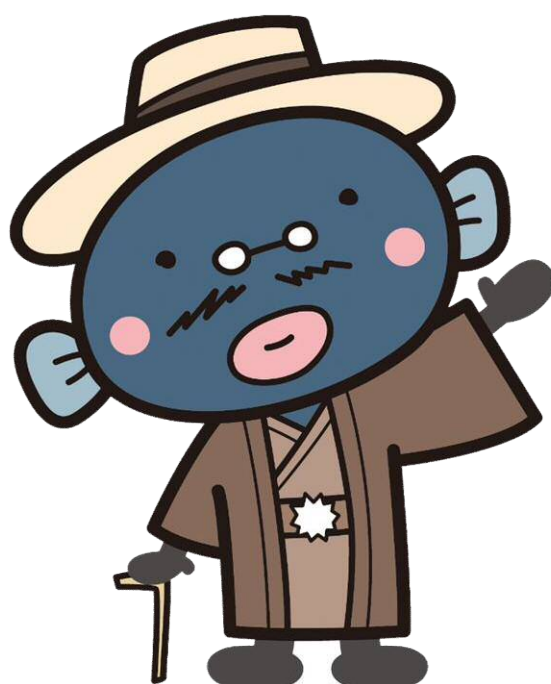


我孫子市下水道事業年報

令和2年度版



建設部下水道課

目 次

I 概 要	
1. 我孫子市の下水道事業のあゆみ	1
2. 下水道の役割	1
3. 下水道の種類と仕組み	2
(1) 下水道の種類	2
(2) 下水道の仕組み	2
4. 下水道と排水設備	4
II 事業計画	
1. 事業計画の概要	5
2. 下水道施設の計画基準	5
3. 下水道事業拡張の経緯	6
(1) 流域関連公共下水道	6
(2) 単独公共下水道	8
III 整備状況	
1. 下水道施設の整備状況	11
(1) 令和2年度末整備状況	11
(2) 令和2年度主要な建設・改良事業	11
(3) 令和2年度建設・改良工事の概況	12
(4) 整備面積（汚水）	14
(5) 整備面積（雨水）	15
(6) 整備延長（汚水）	18
(7) 整備延長（雨水）	19
IV 維持管理	
1. 下水道施設の維持管理状況	27
(1) 管路施設	27
(2) マンホールポンプ施設	28
(3) 雨水ポンプ場	28
(4) 汚水取付管、人孔蓋及び陥没の修繕	28
2. 下水道施設の老朽化対策	29
(1) 我孫子市公共下水道ストックマネジメント計画	29
V 水洗化普及	
1. 水洗化普及促進事業の概要	31
(1) 下水道排水設備指定工事店制度	31
(2) 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度	31
(3) 普及啓発活動	31
(4) 令和2年度末普及状況	31
2. 排水設備設置申請状況	32
3. 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給利用状況	32
4. 普及状況	33

VI 財 政	
1. 下水道財政の概要	35
(1) 財源のしくみ	35
(2) 財源説明	35
2. 下水道使用料	36
(1) 使用料の概要	36
(2) 使用料金の変遷	36
(3) 使用料の調定状況	37
3. 受益者負担金	38
(1) 受益者負担金の概要	38
(2) 受益者負担金納入状況	38
4. 下水道事業の財政運営	39
(1) 令和2年度決算状況	39
(2) 収益的収支表	40
(3) 資本的収支表	41
(4) 損益計算書	42
(5) 費用構成表及び汚水処理原価・使用料単価	43
(6) 貸借対照表	44
(7) 固定資産明細書	46
(8) 企業債償還表	48
(9) 経営分析	50
VII 災害対策	
1. 下水道施設の地震対策	51
(1) 我孫子市下水道総合地震対策計画	51
(2) 令和2年度末地震対策実施状況	51
(3) 耐震化実施状況	52
2. 下水道事業業務継続計画	55
3. 災害協定	56
VIII 組織及び人員	
1. 建設部下水道課・治水課の構成	57
2. 事務分掌	58
資料	
1. 令和2年度末整備状況	61
2. 年度別整備状況	62
(1) 整備面積・整備人口、処理面積・処理人口・水洗化人口	62
(2) 自然流域別の手賀沼側における下水道整備状況	63
(3) 指定湖沼（手賀沼）の指定地域における下水道整備状況	64
(4) 特定環境保全公共下水道整備状況	65
3. 年度別事業費	66
4. 排水基準項目	68
5. 特定施設一覧	69
6. 下水道使用料早見表	71
用語	
用語の説明	73

I 概要

1. 我孫子市の下水道事業のあゆみ

本市の公共下水道事業は、昭和42年から45年にかけて行われた湖北台団地（日本住宅公団）の造成に伴って、単独公共下水道（計画面積144ha、計画人口22,000人）の建設に着手したことに始まりました。

首都圏30km圏内という地理的条件は、手賀沼湖畔の若松団地を初めとして、各所で数多くの開発をもたらし、大規模な開発区域内には地域下水処理施設が設置されました。この頃から、都市化による人口の増加や生活様式の変化により、それまでの自然体系が影響を受け、排水の流末となっている手賀沼が著しく汚染され始めました。

こうした状況に対応すべく本市では、昭和44年に都市計画課内に下水道係〔昭和46年4月1日より下水道課〕を設置すると共に、下水道施設の適切な管理と運営を図るため、下水道条例を制定しました。

手賀沼が、公害対策基本法〔現在は環境基本法（平成5年法律第91号）〕に基づき水質汚濁に係る環境基準区域に指定されたのを契機に、千葉県では手賀沼流域下水道計画を策定、昭和47年3月に事業に着手し、昭和56年4月に手賀沼終末処理場の一部供用を開始しました。

本市も、手賀沼流域下水道計画で手賀沼沿いに位置づけられた手賀沼北部幹線に接続すべく手賀沼流域関連公共下水道計画を策定、昭和48年2月に我孫子地区の290haについて事業に着手し、昭和56年4月に51haを供用開始する運びとなりました。この頃から手賀沼流域関連公共下水道事業は一段と本格化し、随時整備区域の拡大が図られました。平成5年7月には、単独公共下水道として整備された湖北台団地は流域関連公共下水道へ編入されました。

平成8年に、千葉県では更に生活環境の改善に寄与するため、手賀沼流域下水道計画に利根川側の手賀沼北部第二幹線を追加し、建設に着手しました。

本市では、千葉県の手賀沼流域下水道事業計画変更（第23次）に合わせ、平成30年8月に手賀沼流域関連公共下水道事業計画変更（第17次）を行い、1,653haの地域において整備を進めています。

また、本市の公共下水道事業は、令和2年4月1日に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行しました。今後は、経営成績や財政状態などの経営状況を財務諸表を用いてよりの確に把握したうえで、効率的・効果的に事業を進めていきます。

2. 下水道の役割

周辺環境の改善

生活排水や工場等の産業活動によって排出される汚水が、速やかに排除されず、都市内に停滞すると、悪臭の発生源となることはもとより、蚊や蠅の発生をまねき、感染症の発生の可能性が増大します。下水道はこうした居住環境を向上させるために、欠くことのできない施設です。

便所の水洗化

都市においては、従来の汲取り便所は、収集運搬時の臭気等のため、個々の家庭のみならず、周囲に不快感を与えます。そのうえ感染症の媒体となる蚊や蠅の温床ともなり、非衛生的です。

下水道が整備されることにより、便所の水洗化が可能となり、衛生的で快適な生活を送れるようになります。し尿は、台所の流し水や洗濯水などの他の汚水とともに、下水道管を流れて下水処理場で効果的に処理されます。

水質の保全

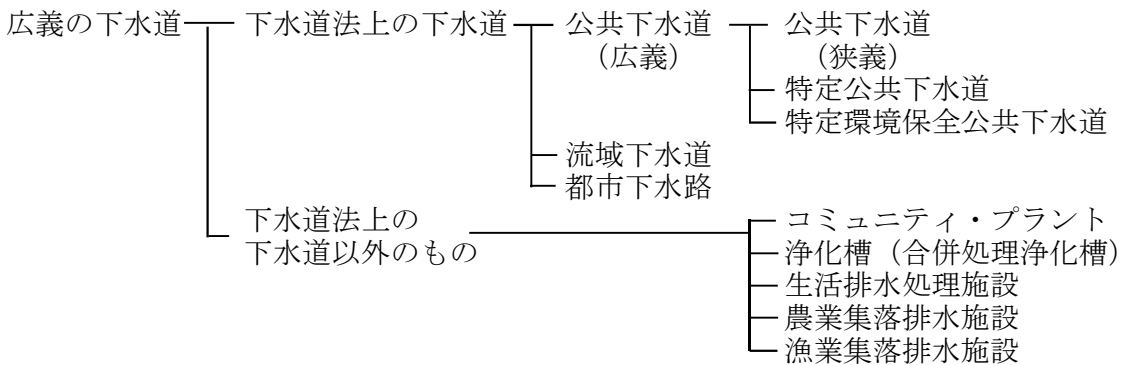
汚水が処理されないまま、河川や湖沼などの公共用水域に排出されると、水質の汚濁が進行します。公共用水域の水質の悪化は、上水道、漁業、農業用水、工業用水さらに水浴びなどのレクリエーションの場としての価値減少など、あらゆる分野に直接的あるいは間接的に被害をもたらすこととなります。

下水道は、汚水の収集、運搬、処理を一括して行うことから、河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全するために大きく寄与するものです。

3. 下水道の種類と仕組み

(1) 下水道の種類

下水道は下水道法により、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種類に分けられます。



① 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。そのうち、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続しているものを流域関連公共下水道と呼びます。

② 特定環境保全公共下水道

公共下水道の一種で、市街化区域以外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道です。

③ 流域下水道

2以上の市町村の区域にわたる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の管渠が接続される下水道幹線、ポンプ場と終末処理場から構成されています。

④ 都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、開渠を原則とします。

(2) 下水道の仕組み

下水道は、浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とする基盤的な施設であり、排水設備・管渠・ポンプ場・処理場から構成されています。

下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。

① 排水設備

排水設備は、台所・風呂場・水洗便所等から生じた汚水や宅地内に降った雨を、管渠に流入させるための施設で、土地・建物等の所有者が設置するものです。

② 管渠

管渠は、道路などの地下に網の目のように埋設され、家庭や工場などから排出された汚水や雨水を収集し、ポンプ場・処理場に運搬する役目を果たしています。その途中には清掃、点検等のための多数のマンホールを設けています。

③ ポンプ場

ポンプ場は、管渠で自然流下できない部分を補うため、汚水をポンプで揚水し順次送水する汚水中継ポンプ場と、大雨の時に浸水災害を防止するため雨水を河川等に強制的に放流する雨水ポンプ場とがあります。

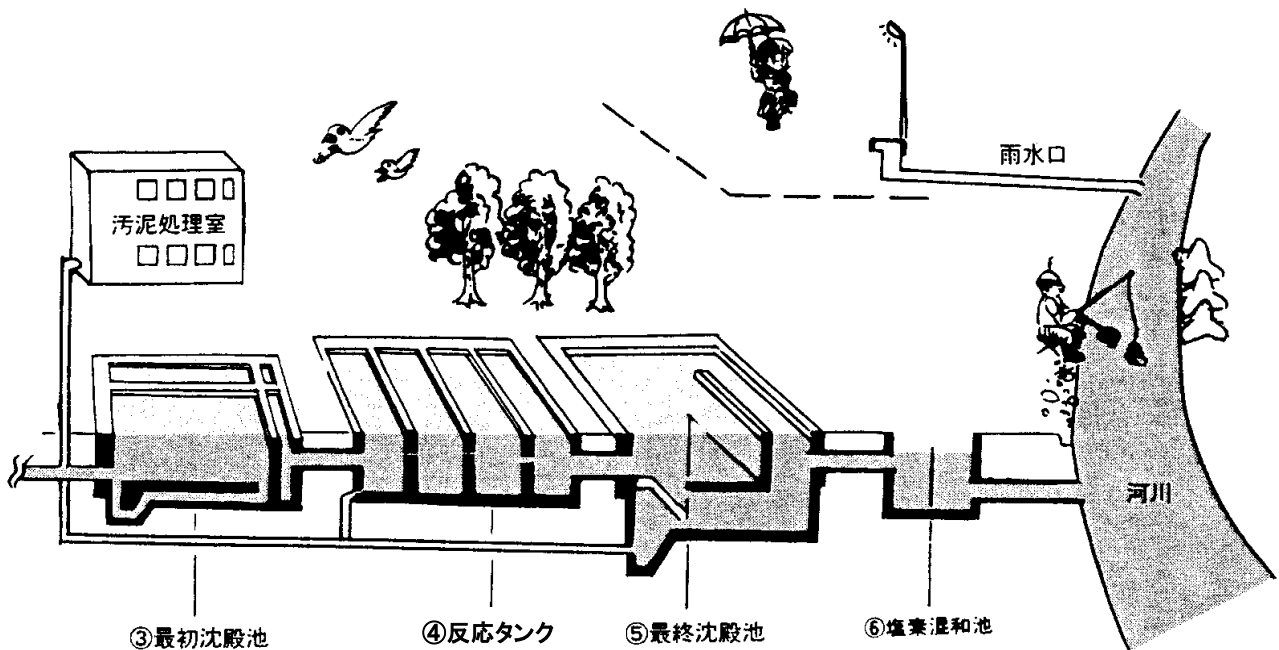
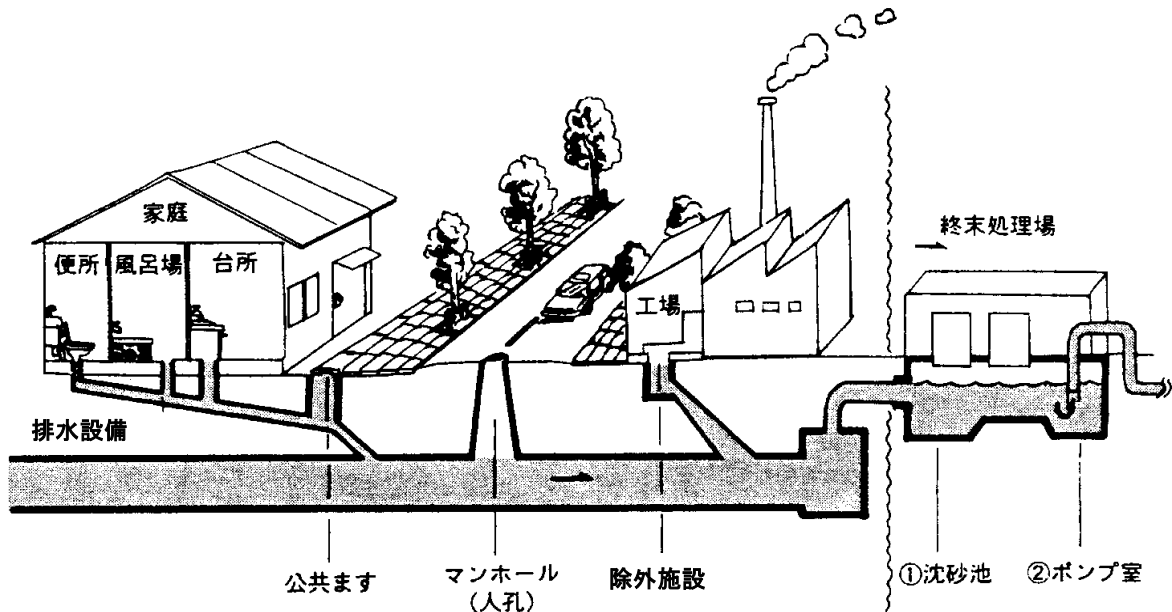
④ 処理場

処理場は、管渠により集められた下水を、きれいな水にするための施設であり、その処理過程は、先ず下水に含まれるゴミや土砂類を沈砂池で沈降させた後、ゆるやかに最初沈殿池に流し、固形物を除去します。

次に、反応タンクで生物処理法（微生物）により残っている有機物を分解し沈みやすくして、最終沈殿池で汚泥として沈殿させたうえ、上澄水を塩素滅菌して海などに放流します。

また、沈殿池から発生した汚泥は、濃縮及び脱水更に焼却等により減量化を図り処分します。

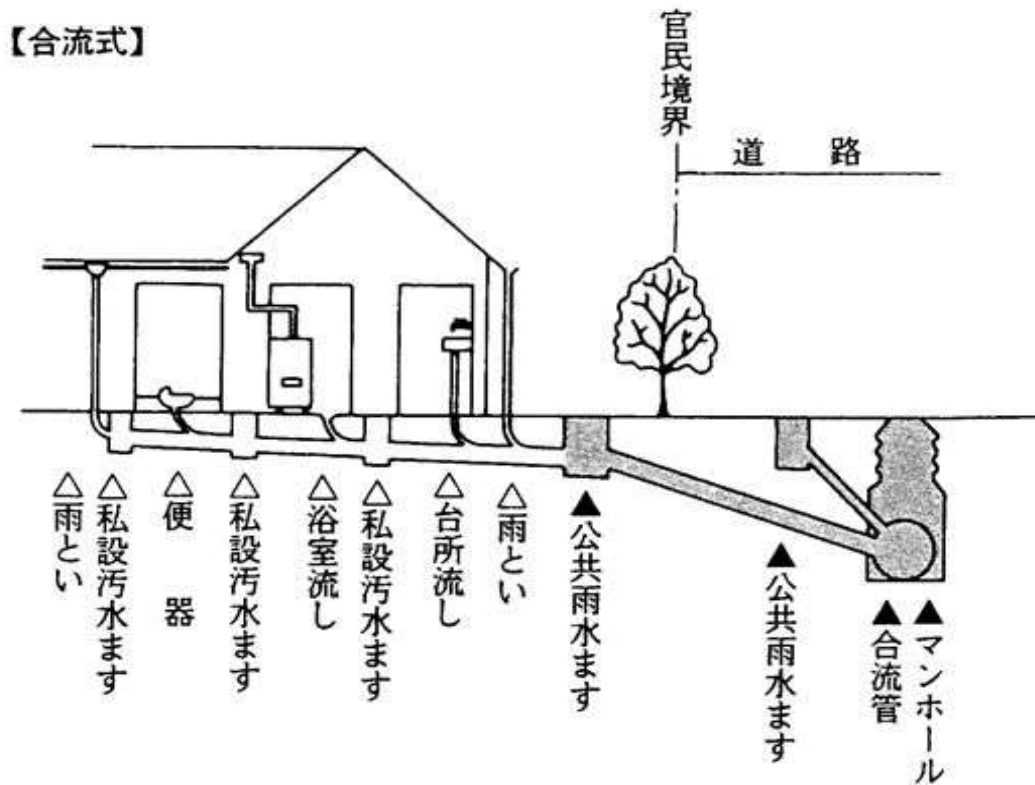
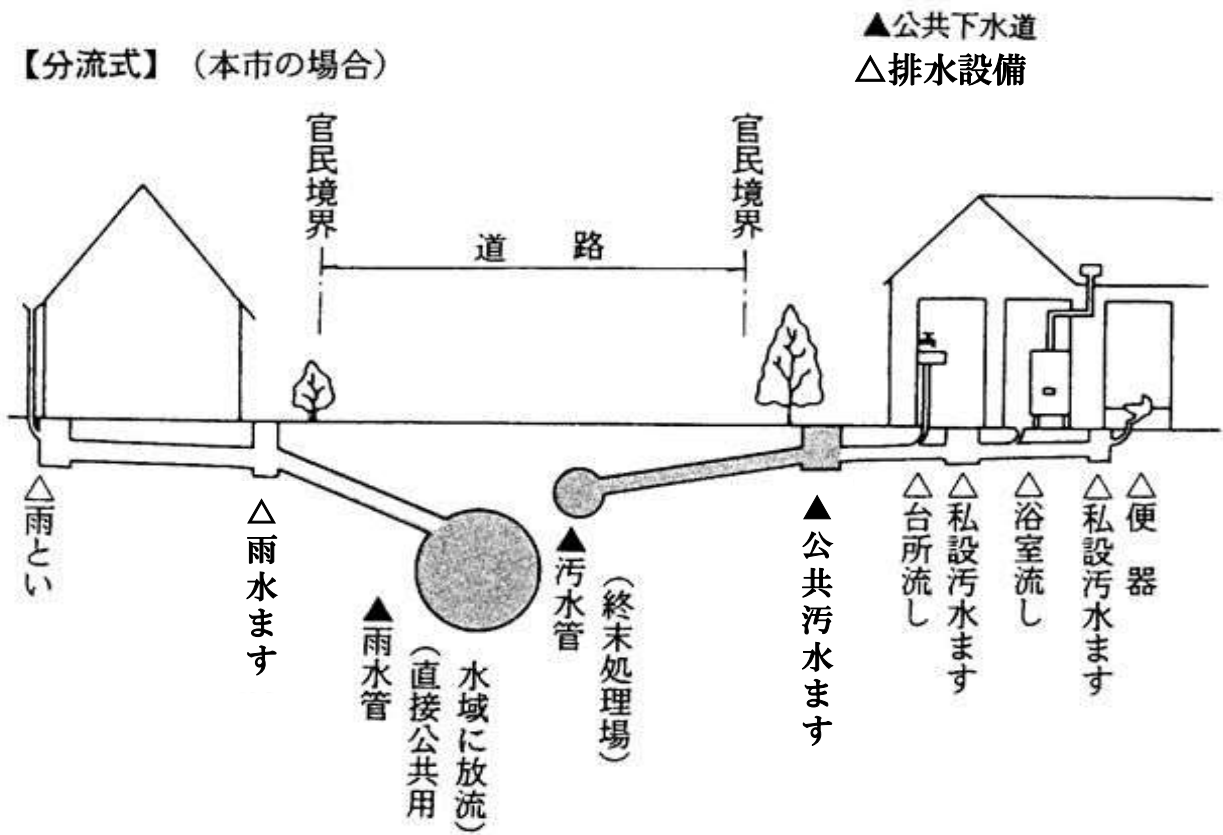
下水道（污水）は、一般に污水管渠、中継ポンプ場及び污水を生物化学的に処理する終末処理場からなっています。



- ① 沈砂池 処理場に入ってきた污水の土砂を沈め、ごみを取り除きます。
- ② ポンプ室 污水を最初沈殿池へ送ります。
- ③ 最初沈殿池 この池では、污水に混じった比較的粗いごみや汚泥を沈殿させます。
- ④ 反応タンク 空気と活性汚泥を下水に混入して、微生物の作用で、溶解している有機物を沈殿しやすい状態にします。
- ⑤ 最終沈殿池 沈殿しやすくなった汚泥を沈殿させ、上澄水はほぼ無色透明な水となります。
- ⑥ 塩素混和池 処理された水は塩素で滅菌して川へ放流されます。

4. 下水道と排水設備

公共下水道と排水設備の区分（管理区分）は下図のとおりです。（排水設備については個人管理となります。）



II 事業計画

1. 事業計画の概要

下水道は、海や川、湖沼などを私たちの生活排水で汚してしまうのを防ぐなど、快適な都市生活環境づくりに欠かすことができません。

本市では、手賀沼の水質改善や市民の生活環境の向上を目的として、上位計画の印旛沼、手賀沼流域別下水道整備総合計画（現在、利根川流域別下水道整備総合計画として千葉県が策定）及び手賀沼流域下水道計画に基づいて、昭和47年度に我孫子市手賀沼流域関連公共下水道計画を策定しました。

当初の我孫子市手賀沼流域関連公共下水道全体計画は、計画区域2,281ha、計画人口205,000人でありましたが、平成22年度に見直しを行い、現在は計画区域2,334ha、計画人口133,700人です。

当初の我孫子市手賀沼流域関連公共下水道事業計画は、計画区域290ha、計画人口31,695人でありましたが、事業の進捗に併せて随時見直しを行い、現在は計画区域1,653ha、計画人口126,173人です。

2. 下水道施設の計画基準

項目	採用値	説明
下水排除方式	分流式	下水道の排除方式には分流式と合流式とがあり、従来我が国の下水道の大部分が合流式によって計画されてきました。しかし近年、下水道は単に市街地の環境整備、浸水防止を図るという目的にとどまらず公共用水域の水質保全という重要な機能を担うようになり、分流式を採用する都市が増えてきました。従って本市における下水道計画では、河川、湖沼等の水質汚濁防止並びに上位計画との整合を図り分流式を採用しています。
全体計画区域	2,334ha	都市計画法第13条によれば少なくとも市街化区域については、下水道を都市施設として定めることとしています。従って本市のように市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）がなされている場合は、市街化区域を下水道の計画区域に含めることは勿論です。しかしながら、下水道の計画は概ね20年前後を目標としていることから、令和6年における下水道全体計画区域については上位計画である手賀沼流域下水道計画と整合を図り、市街化区域周辺部719haを加えた2,334haを本市下水道全体計画区域としています。
全体計画人口	133,700人	本市の下水道計画人口は、過去の人口の伸び及び市基本計画上の人口を考慮し推計した値を用いていますが、下水道計画上、段階的に建設が可能な施設を除いては簡単に敷設替え等が出来ないことから、当初から将来の人口、汚水量を見込む必要性があります。従って本市の下水道全体計画人口については、本市のピーク人口に相当する令和6年での行政人口134,000人を求め、うち下水道計画外人口300人を除く133,700人としています。
家庭汚水量 原単位	日平均 305リットル/人・日 日最大 405リットル/人・日 時間最大 610リットル/人・日 地下水 70リットル/人・日	家庭汚水量原単位は、原則として市の上水道給水実績及び計画より予想していますが、最終的には上位計画と整合を図っています。また工場排水量は、市の将来工業出荷額に産業別の汚水量原単位を乗じる事によって求めています。
家庭汚水量の算出		家庭汚水量の算出は、下水道計画人口に家庭汚水量原単位を乗じて求めています。なお家庭汚水量原単位には地下水、工場排水量等を考慮するようにしています。
雨水流出量の算定	合理式	雨水の流出量を算定するにあたっては、本市の場合最も一般的な合理式によって求めています。なお、確率降雨強度公式については、特性係数法により、5年確率の降雨データから設定しています。
流出係数	0.5 0.55（平和台）	流出係数については、市内にモデル地区を設定し、その工種別基礎流出係数の加重平均値を採用しています。
流速及び流量の算定式	クッター公式	流量計算には一般に Manning 式又はクッター式がありますが、本市の場合クッター式を採用しています。
管の材質		地質等によって、HP管（ヒューム管）とVU管（硬質塩化ビニール管）を使い分けています。
粗度係数	0.010 ～0.013	HP管の場合は0.013、VU管の場合は0.010を採用しています。
最小管径		汚水Φ200mm、雨水Φ250mmを最小管径としています。
流速及び勾配		流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるよう計画しています。
流速の範囲		汚水の流速は0.6m/sec～3.0m/sec、雨水の流速は0.8m/sec～3.0m/secの範囲で計画しています。
計画水深		円形管については満流、矩形管については9割として計画しています。
管渠の余裕率		汚水管渠の余裕率は原則として下水道施設設計指針（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づいて計画しています。

3. 下水道事業拡張の経緯

(1) 流域関連公共下水道

項目		決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度 事業年度	変更内容
全体計画			2,334	133,700	63,960		H36 (R6)	
当	都市計画法	我孫子市告示第20号 昭和47年8月7日	290	31,695	19,797			
	下水道法 事業認可	千葉県指令第529号 昭和48年2月8日	290	31,695	19,797	3,355	S47～S54	
初	都市計画法	千葉県告示第128号 昭和48年2月16日	290	31,695	19,797	3,355	S47～S54	
	事業認可							
第1 回 変 更	都市計画法	我孫子市告示第28号 昭和49年7月16日	384	41,130	24,703			区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県指令第645号 昭和50年2月25日	384	41,130	24,703	4,555	S47～S54	区域の追加及び事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第314号 昭和50年3月22日	384	41,130	24,703	4,555	S47～S54	区域の追加及び事業費の変更
第2 回 変 更	都市計画法	我孫子市告示第12号 昭和50年12月4日	384	41,130	24,703			幹線の一部ルート変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第2739号 昭和50年12月20日	384	41,130	24,703	4,555	S47～S54	幹線の一部ルート変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第1006号 昭和50年12月26日	384	41,130	24,703	4,555	S47～S54	幹線の一部ルート変更
第3 回 変 更	都市計画法	我孫子市告示第50号 昭和53年12月12日	384	41,130	20,565			幹線の一部ルート変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第2860号 昭和54年2月15日	384	41,130	20,565	6,266	S47～S58	幹線の一部ルート変更、事業費、 年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第137号 昭和54年2月23日	384	41,130	20,565	6,266	S47～S58	幹線の一部ルート変更、事業費、 年度の変更
第4 回 変 更	都市計画法	我孫子市告示第77号 昭和56年11月21日	469	55,353	33,212			区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県指令第332号の1 昭和57年6月14日	汚水 531 雨水 447	61,833	34,008	8,410	S47～S62	区域の追加、事業費、年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第495号 昭和57年6月22日	汚水 468 雨水 384	55,353	30,444	8,410	S47～S62	区域の追加、事業費、年度の変更
第5 回 変 更	都市計画法	我孫子市告示第10号 昭和60年3月6日	673	90,350	54,210			区域の追加及び幹線の一部ルート 変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第361号の4 昭和60年8月30日	汚水 692 雨水 533	79,000	43,450	16,320	S47～H2	区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第879号 昭和60年8月30日	汚水 629 雨水 470	71,000	39,050	16,320	S47～H2	区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
第6 回 変 更	都市計画法	我孫子市告示第143号 昭和62年11月7日	1,078	114,470	72,499			区域の追加及び幹線の一部ルート 変更
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第2号の13 昭和62年12月15日	汚水 924 雨水 603	81,100	43,962	20,104	S47～H4	区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第1097号 昭和62年12月15日	汚水 861 雨水 470	73,560	36,412	18,088	S47～H4	区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
第7 回 変 更	都市計画法							
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第2号の14 平成2年3月23日	汚水 1,018 雨水 603	88,800	52,657	21,484	S47～H5	区域の追加、幹線の一部断面、事 業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第242号 平成2年3月23日	汚水 939	81,000	48,367	19,234	S47～H5	区域の追加、幹線の一部断面、事 業費及び年度の変更
第8 回 変 更	都市計画法	我孫子市告示第19号 平成5年3月1日	1,347	144,360	90,433			区域の追加、幹線の一部ルート変 更
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第2号の1 平成5年7月2日	汚水 1,311 雨水 806	107,200	63,849	34,807	S47～H10	区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第629号 平成5年7月2日	汚水 1,231 雨水 673	99,230	59,385	32,683	S47～H10	区域の追加、幹線の一部ルート、 事業費及び年度の変更

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度 事業年度	変更内容
第9 回 変 更	都市計画法 決定	我孫子市告示第63号 平成10年4月13日	1,649	173,160	108,914		区域の追加、幹線の廃止
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第54号 平成11年3月19日	汚水 1,639 雨水 806	121,980	62,946	37,595	S47～H15 区域の追加、幹線の追加、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第394号 平成11年3月30日	汚水 1,558 雨水 673	115,070	59,042	35,275	S47～H15 区域の追加、幹線の追加、事業費及び年度の変更
第10 回 変 更	都市計画法 決定						
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第29号 平成14年6月14日	汚水 1,639 雨水 806	124,170	74,910	36,718	S47～H19 処理分区界、幹線の一部ルート・廃止・断面及び延長、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第582号 平成14年7月9日	汚水 1,558 雨水 673	117,260	71,580	34,397	S47～H19 事業費及び年度の変更
第11 回 変 更	都市計画法 決定	我孫子市告示第97号 平成19年10月16日	1,651	126,000	75,780		区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第5420号 平成20年3月12日	汚水 1,651 雨水 806	121,320	73,530	31,881	S47～H22 区域の追加、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第383号 平成20年3月28日	汚水 1,570 雨水 673	114,580	70,295	29,560	S47～H22 区域の追加、事業費及び年度の変更
第12 回 変 更	都市計画法 決定						
	下水道法 事業認可	千葉県下令第240号 平成21年7月14日	汚水 1,651 雨水 850	121,320	73,530	38,595	S47～H22 雨水計画区域の追加、事業費の変更
	都市計画法 事業認可						
第13 回 変 更	都市計画法 決定						
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第816号 平成22年3月4日	汚水 1,651 雨水 850	121,320	73,530	38,676	S47～H22 総合地震対策事業の追加
	都市計画法 事業認可						
第14 回 変 更	都市計画法 決定						
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第732号 平成23年3月29日	汚水 1,651 雨水 865	126,900	55,320	51,028	S47～H27 雨水計画区域の追加、流域下水道計画見直しに伴う計画諸元の見直し、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第279号 平成23年3月29日	汚水 1,570 雨水 688	120,670	57,180	48,881	S47～H27 区域の追加、事業費及び年度の変更
第15 回 変 更	都市計画法 決定	我孫子市告示第254号 平成25年12月20日	1,651	125,200	59,920		雨水ポンプ場の追加、雨水調整池の追加、汚水中継ポンプ場の削除
	下水道法 事業計画	下第725号 平成26年3月27日	汚水 1,651 雨水 994	126,900	55,320	49,993	S47～H27 雨水計画区域の追加、雨水ポンプ場の容量組合せの変更、雨水調整池の追加、汚水中継ポンプ場の削除、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第264号 平成26年4月4日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	47,613	S47～H27 区域の追加、汚水中継ポンプ場の削除、事業費の変更
第16 回 変 更	都市計画法 決定						
	下水道法 事業計画	下第436号 平成27年11月17日	汚水 1,653 雨水 994	126,970	55,950	52,798	S47～H30 区域の追加、区域拡大に伴う計画諸元の見直し、汚水計画区域変更、幹線の追加・削除 雨水計画幹線ルート変更、幹線の追加・削除、断面変更、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第180号 平成28年3月8日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	49,726	S47～H30 事業費及び年度の変更
第17 回 変 更	都市計画法 決定	我孫子市告示第226号 平成30年9月18日	1,651	125,200	59,920		汚水中継ポンプ場の削除
	下水道法 事業計画	下第279号 平成30年8月28日	汚水 1,653 雨水 994	126,173	55,040	55,760	S47～H35(R5) 雨水計画幹線ルート変更、断面変更、汚水中継ポンプ場の削除、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第37号 平成31年1月22日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	52,361	S47～H35(R5) 汚水中継ポンプ場の削除 事業費及び年度の変更

(2) 単独公共下水道

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度 事業年度	変更内容
全体計画		(手賀沼流域関連公共下水道の全体計画区域に含まれており、将来は流域下水道に接続する予定)					
当 初	都市計画法 決定	昭和42年8月23日	144	22,000	6,600		
	下水道法 事業認可	昭和42年9月20日	144	22,000	6,600		
第 1 回 変 更	都市計画法 事業認可	昭和42年9月20日	144	22,000	6,600		
	都市計画法 決定	昭和56年11月21日	88	11,200	6,160		区域の変更
第 2 回 変 更	下水道法 事業認可	昭和57年6月14日	88	11,200	6,160		汚水56haを流域下水道に接続
	都市計画法 事業認可						
	都市計画法 決定	平成5年3月1日					流域関連公共下水道に編入
第 2 回 変 更	下水道法 事業認可	平成5年7月2日					流域関連公共下水道に編入
	都市計画法 事業認可	平成5年7月2日					流域関連公共下水道に編入

公共下水道の計画諸元（流域関連公共下水道）

		全 体 計 画			都 市 計 画 決 定			都 市 計 画 法 事 業 認 可			下 水 道 法 事 業 計 画		
下水の排除方式		分流式			同 左			同 左			同 左		
計画目標年次		令和6年			—			令和5年			令和5年		
行政区域 (ha)		4,319			同 左			同 左			同 左		
下水道計画区域 (ha)		2,334			1,651			1,570			1,653		
市街化区域 (ha)		1,615			1,615			1,552			1,615		
行政人口 (人)		134,000			同 左			同 左			134,100		
下水道計画人口 (人)		133,700			125,200			120,670			126,173		
汚水量 原単位 (%/人・日)		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生活汚水量	255	340	510	255	340	510	250	335	500	245	330	495
	営業汚水量	50	65	100	50	65	100	50	65	100	50	65	100
	地下水量	70			70			70			70		
計 画 汚水量 (m ³ /日)		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生活汚水量	34,090	45,460	68,190	38,186	50,706	76,372	32,903	43,870	65,805	28,750	38,740	58,110
	営業汚水量	6,690	8,690	13,370							5,870	7,630	11,750
	工場排水量	450	450	900	450	450	900	450	450	900	450	450	900
	地下水量	9,360	9,360	9,360	8,764	8,764	8,766	8,280	8,280	8,280	8,220	8,220	8,220
計	50,590	63,960	91,820	47,400	59,920	86,038	41,633	52,600	74,985	43,290	55,040	78,980	
汚水水質 (ppm)	BOD	186			—			189			191		
	SS	144			—			146			148		
雨水流出量算定式		合理式：Q=1/360・C・I・A			同 左			同 左			同 左		
		$I = \frac{4,600}{t+32}$ 5年確率50mm/hr.			"			"			"		
流出係数		0.5～0.55			"			"			"		
流入時間		5分			"			"			"		
施設幹線数		(汚水) 43本、(雨水) 34本			(汚水) 0本、(雨水) 0本			(汚水) 0本、(雨水) 0本			(汚水) 40本、(雨水) 23本		
計画汚水中継ポンプ場		0箇所			0箇所			0箇所			0箇所		
総事業費（百万円）		76,311			—			52,361			55,760		

下水道整備五カ年計画

番号	地区名	第12期下水道整備五カ年計画					備考
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1	つくし野4丁目地区の整備	舗装復旧					第11期下水道整備五カ年計画から継続して整備を行う。
2	湖北駅北口西側地区の整備	管渠布設					第11期下水道整備五カ年計画から継続して整備を行う。
3	湖北駅北口東側地区の整備	管渠布設					第11期下水道整備五カ年計画から継続して整備を行う。
4	下ヶ戸西側地区の整備	管渠布設					第11期下水道整備五カ年計画から継続して整備を行う。
5	布佐駅東側地区の整備	実施設計	管渠布設				H30年度に実施設計を行い、R1年度以降整備を行う。
6	久寺家1・2丁目地区の整備		基本設計	実施設計	管渠布設		R2年度に実施設計を行い、R3年度以降整備を行う。 (地区内の下水道は整備済みであり、幹線を整備する。)
7	高野山東側地区の整備				調査・修正設計	管渠布設	R3年度に修正設計を行い、R4年度以降整備を行う。
8	下ヶ戸北側地区の整備				基本設計	実施設計	R4年度に実施設計を行い、次期計画（第13期下水道整備五カ年計画）より整備を行う。

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

番号	地区名	あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（防災・安全）（重点計画）					備考
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1	布佐排水区浸水対策事業	管渠布設					雨水管□2,400～1,500 L=844m
2	若松地区浸水対策事業	管渠布設					雨水管φ900～700 L=341m
3	柴崎排水区浸水対策事業	管渠布設					雨水管φ3,000～2,800 L=329m、□2,800～2,500 L=300m

Ⅲ 整備状況

1. 下水道施設の整備状況

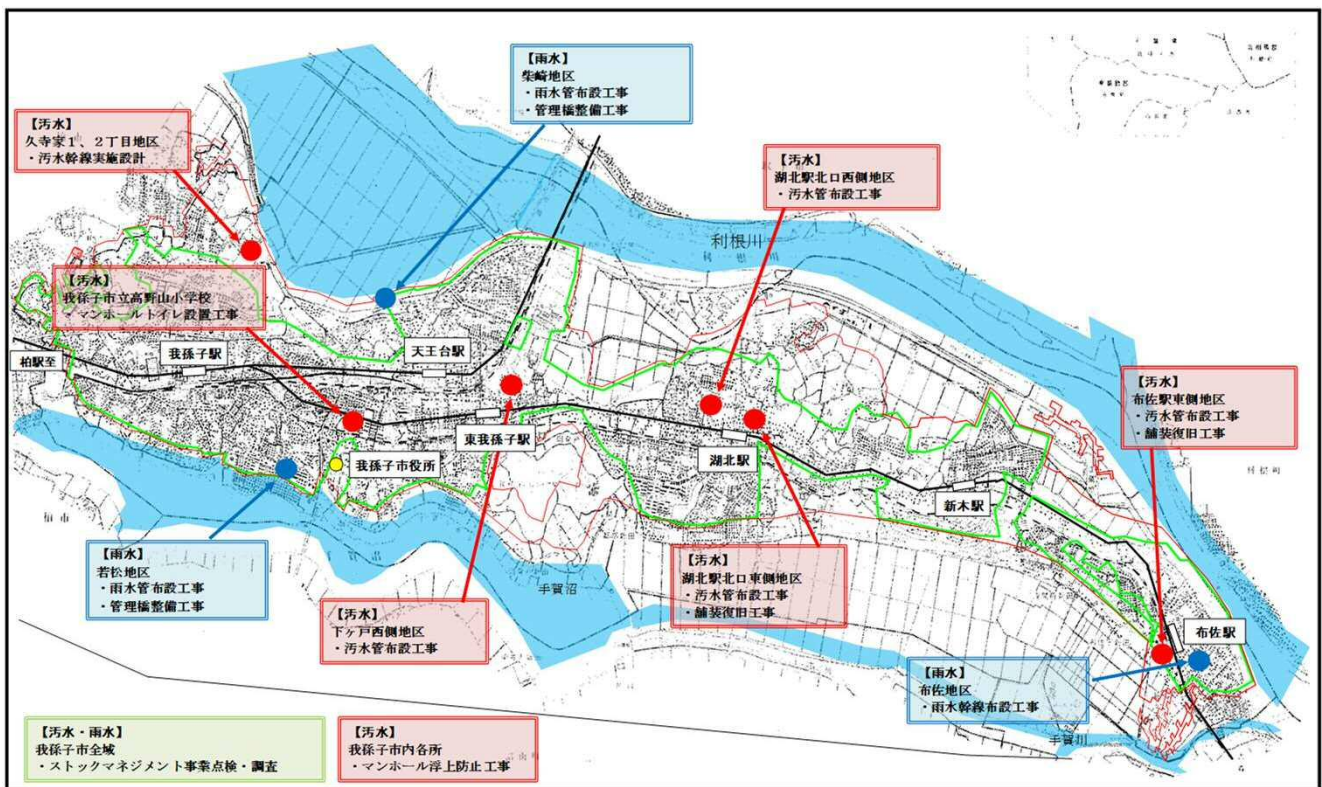
(1) 令和2年度末整備状況

令和2年度の整備状況は、下水道管渠のうち汚水管渠については、約613m布設し、2.80haの区域を整備しました。雨水管渠については、約147m布設し、3.27haの区域を整備しました。この結果、令和2年度末までに汚水管渠1331.72ha、雨水管渠663.03haの区域の整備が完了しました。

なお、令和2年度末の下水道整備率は、全体計画面積2334haに対し、汚水が57.1%、雨水が28.4%、事業計画面積に対しては、汚水が計画面積1653.54haに対して80.5%、雨水が計画面積993.77haに対して66.7%となっています。

		汚水	雨水
全体計画面積	(A)	2,334ha	
事業計画面積	(B)	1,653.54ha	993.77ha
令和2年度整備延長		613.34m	147.14m
令和2年度整備面積		2.80ha	3.27ha
令和2年度末整備面積	(C)	1,331.72ha	663.03ha
整備率(全体計画)	(C/A)	57.1%	28.4%
整備率(事業計画)	(C/B)	80.5%	66.7%

(2) 令和2年度主要な建設・改良事業



(3) 令和2年度建設・改良工事の概況(1件 100万円以上)

汚水事業

工事名	工事費(円)	着工年月日	竣工年月日	備考
第5処理分区(下ヶ戸西側・4工区) 公共下水道管布設工事	39,600,000	R2.5.30	R2.12.25	汚水管φ200 L=213.0m
北部第7処理分区(湖北・11工区) 公共下水道管布設工事	11,660,000	R2.7.1	R2.11.12	汚水管φ200 L=122.0m
2-1・布佐駅東側舗装復旧工事	3,190,000	R2.7.1	R2.10.6	舗装復旧
2-2・湖北舗装復旧工事	4,048,000	R2.7.1	R2.10.9	舗装復旧
第10処理分区(布佐駅東側・2工区) 公共下水道管布設工事	13,860,000	R2.8.1	R2.12.4	汚水管φ200 L=160.0m
公共下水道管地震対策(布佐地区)工事	9,460,000	R2.9.1	R3.2.8	消散弁設置36個
公共下水道管地震対策(我孫子市立高野山小学校・マンホールトイレ)工事	10,503,900	R2.9.1	R3.3.8	マンホールトイレ設置 8基
北部第7処理分区(湖北・10工区) 公共下水道管布設工事	8,374,300	R2.10.1	R3.3.4	汚水管φ200 L=39.0m
令和2年度青山汚水中継ポンプ場 圧送管閉塞工事	4,807,000	R2.10.1	R3.2.9	圧送管閉塞 φ300×2本
第5処理分区(下ヶ戸西側・4工区) 公共下水道管布設工事に伴う附帯工事	7,084,000	R2.10.3	R2.12.25	仮設備工一式
第10処理分区(布佐駅東側・2工区) 公共下水道管布設工事に伴う附帯工事	1,507,000	R2.10.10	R2.12.4	人孔浮上防止ブロック 撤去・再設置
2-1・久寺家幹線試掘工事	1,188,000	R2.10.23	R2.12.18	試掘工3箇所
北部第7処理分区(湖北・10工区) 公共下水道管布設工事に伴う附帯工事	2,489,300	R3.2.3	R3.3.15	取付管3箇所、 公設柵3箇所
緑2丁目3-6番地先下水道管布設工事	1,265,000	R2.5.1	R2.6.30	汚水管φ200 L=5.0m 汚水管φ150 L=1.6m
柴崎台3丁目11-2番地先 下水道管取出工事に伴う舗装復旧工事	1,100,000	R2.5.22	R2.6.22	舗装復旧
寿2丁目23-15番地先下水道管取出工事	1,870,000	R2.6.12	R2.8.31	取付管1箇所、 公設柵1箇所、舗装復旧
つくし野7丁目21番地先舗装復旧工事	1,100,000	R3.2.16	R3.3.5	舗装復旧
柴崎台3丁目1-3番地先下水道管布設工事	1,213,300	R3.2.24	R3.3.24	汚水管φ200 L=12.0m 汚水管φ150 L=3.0m
根戸650-9番地先下水道管取出工事	1,023,000	R3.3.12	R3.3.25	取付管1箇所、舗装復旧

雨水事業

工 事 名	工事費(円)	着工年月日	竣工年月日	備考
若松第3排水区(4工区)雨水管布設工事	41,681,000	R1.9.11	R2.10.12	雨水管φ700 L=38.5m 雨水管φ800 L=95.4m
布佐排水区(2工区)雨水幹線整備工事	20,467,000	R1.10.1	R3.3.9	雨水管□2200×1500 L=13.5m
若松第3排水区(4工区)雨水管布設工事に伴う付帯工事	12,525,700	R1.12.18	R2.10.12	既設雨水管撤去
布佐排水区(2工区)雨水幹線整備工事に伴う付帯工事	10,604,000	R2.2.19	R3.3.9	既設床版撤去工、 既設橋台撤去工、 舗装版撤去・復旧
若松第3排水区(4工区)雨水管布設工事に伴う支障物撤去工事	4,699,200	R2.4.16	R2.10.12	水道管撤去、 ガス管撤去
柴崎幹線(2工区)整備工事に伴う支障物撤去工事	1,243,000	R2.4.22	R2.5.26	支障物撤去、 樹木伐採
布佐排水区雨水幹線整備工事(1工区)に伴う付帯工事(その3)	1,232,000	R2.4.28	R2.6.24	外構上部復旧 フェンス設置 門扉設置1箇所
天王台6丁目地区雨水幹線整備工事に伴う公園復旧工事	4,562,800	R2.5.1	R2.7.14	高木植栽工2本、 中木植栽工16本、張芝工
天王台6丁目地区雨水幹線整備工事に伴う水道管復旧工事	7,876,000	R2.5.30	R2.10.8	水道管布設、 仮設配水管撤去
柴崎幹線(2工区)整備工事に伴う場内整備工事	1,023,000	R2.6.8	R2.6.18	土砂掘削整形、 路盤工、安全柵
柴崎幹線(2工区)整備工事(公契約)	73,000,000	R2.8.21	未竣工	雨水管φ3000 L=164.1m 立坑工、人孔、 補助地盤改良工
若松第3排水区(4工区)雨水管布設工事に伴う舗装本復旧工事	10,259,700	R2.9.1	R2.11.24	舗装復旧
天王台6丁目地区雨水幹線整備工事に伴う舗装本復旧工事	10,384,000	R2.10.1	R3.1.14	舗装復旧
若松第4排水区(3工区)雨水管布設工事に伴う道路排水施設改修工事	29,117,000	R2.10.1	R3.3.16	L型側溝撤去、 LU型側溝設置
柴崎幹線(2工区)整備工事(公契約)に伴う仮排水施設整備工事	10,373,000	R2.11.5	R3.3.18	仮排水管
布佐排水区(2工区)雨水幹線整備工事に伴う水道管復旧工事	4,620,000	R2.12.10	R3.2.19	水道管移設、 仮水道管撤去
布佐排水区(2工区)雨水幹線整備工事に伴う污水管他復旧工事	9,878,000	R3.1.15	R3.3.16	污水管復旧
布佐排水区(2工区)雨水幹線整備工事に伴う仮設撤去他工事	9,559,000	R3.2.3	R3.3.16	鋼矢板撤去、 落下防止柵・立入防止柵設置

(4) 整備面積 (汚水)

(単位: ha)

項目		年度				
		H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
全体計画面積 (ha) (A)		2,334				
事業計画面積 (ha) (B)		1653.54				
整備 済 面積	柏 第 6	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
	我 孫 子 第 1	52.08	52.08	52.08	52.08	50.24
	我 孫 子 第 2	45.75	45.75	45.75	45.75	45.35
	我 孫 子 第 3	107.62	107.62	107.62	107.62	108.68
	我 孫 子 第 4	167.91	167.91	167.91	168.05	164.03
	我 孫 子 第 5	110.45	112.73	115.81	118.26	119.41
	我 孫 子 第 6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 第 7	144.00	144.00	144.00	144.00	144.00
	我 孫 子 第 8 - 1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 第 8 - 2	55.80	55.80	55.80	55.80	55.80
	我 孫 子 第 9 - 1	49.21	49.21	49.21	49.21	51.95
	我 孫 子 第 9 - 2	33.98	33.98	33.98	33.98	30.74
	我 孫 子 第 10	101.51	106.73	106.73	107.20	101.16
	我 孫 子 北 部 第 1	21.48	21.48	21.48	21.48	21.27
	我 孫 子 北 部 第 2	129.78	130.86	130.86	130.86	141.19
	我 孫 子 北 部 第 3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 北 部 第 4	143.66	143.66	143.78	143.90	146.51
	我 孫 子 北 部 第 5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	我 孫 子 北 部 第 6	33.85	33.85	33.85	33.85	33.85
	我 孫 子 北 部 第 7	17.46	24.43	26.72	29.97	29.94
我 孫 子 北 部 第 8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
我 孫 子 北 部 第 9	13.69	13.72	13.72	13.72	12.64	
我 孫 子 北 部 第 10	63.75	63.75	64.47	65.19	66.96	
合 計 (C)		1,299.98	1,315.56	1,321.77	1,328.92	1,331.72
整備率(全体計画) (%) (C/A)		55.7	56.4	56.6	56.9	57.1
整備率(事業計画) (%) (C/B)		78.6	79.6	79.9	80.4	80.5

(5) 整備面積 (雨水)

(単位 : ha)

項目	年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
全体計画面積 (ha)	(A)	2,334				
事業計画面積 (ha)	(B)	993.77				
整備 済 面積	根戸排水区	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
	舟戸排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	ときわ排水区	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
	白山第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	白山第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	白山下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	若松第1排水区	1.40	2.00	2.00	2.00	2.00
	若松第2排水区	3.56	5.48	5.48	5.48	5.48
	若松第3排水区	2.31	2.31	2.31	8.81	11.51
	若松第4排水区	3.14	3.14	3.20	3.20	3.20
	若松第5排水区	1.24	1.24	5.14	5.14	5.14
	宿排水区	41.50	41.50	41.50	41.50	41.50
	子の神排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第3排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第4排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高野山第6排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	下ヶ戸第2排水区	8.73	8.73	8.73	8.73	8.73
	湖北台第1排水区	20.02	20.02	20.02	20.02	20.02
	湖北台第2排水区	115.25	115.25	115.25	115.25	115.25
	中里排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
日秀排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
布佐排水区	98.59	98.59	98.59	115.49	116.06	
布佐下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
新々田排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

項目	年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	整備済面積	つくし野第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第1-1排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第2排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第3排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第4排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第5排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第6排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第7排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第8排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新宿排水区		27.15	27.15	27.15	27.15	27.15
関東排水区		47.20	47.20	47.20	47.20	47.20
並木排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
天王台排水区		12.04	12.04	12.04	12.04	12.04
久寺家第1排水区		15.34	15.34	15.34	15.34	15.34
久寺家第2排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
布施排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
柴崎排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
柴崎台2排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
青山台排水区		88.21	88.21	88.21	88.21	88.21
青山排水区		56.58	56.58	56.58	56.58	56.58
下ヶ戸第1排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下ヶ戸第3排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
岡発戸排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠上第1排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠上第2排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠上第3排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠下排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠排水区		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上新木排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
新木第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

項目		年度				
		H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
整備 済 面積	新木第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	新木第3-1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	新木第3-2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	新木第4排水区	58.62	58.62	58.62	58.62	58.62
	新木第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	江蔵地排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計 (C)		629.88	632.40	636.36	659.76	663.03
整備率(全体計画)(%) (C/A)		27.0	27.1	27.3	28.3	28.4
整備率(事業計画)(%) (C/B)		63.4	63.6	64.0	66.4	66.7

(6) 整備延長 (汚水)

(単位：m)

処理分区名	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
柏 第 6	2,073.90	2,073.90	2,073.90	2,073.90	2,073.90
我 孫 子 第 1	14,103.17	14,103.17	14,103.17	14,103.17	14,103.17
我 孫 子 第 2	10,510.80	10,510.80	10,510.80	10,510.80	10,510.80
我 孫 子 第 3	52,442.18	52,442.18	52,442.18	52,442.18	52,442.18
我 孫 子 第 4	47,540.99	47,540.99	47,540.99	47,540.99	47,540.99
我 孫 子 第 5	59,987.48	60,696.78	61,334.78	61,334.78	61,548.72
我 孫 子 第 6	78.03	78.03	78.03	78.03	78.03
我 孫 子 第 7	34,929.11	34,929.11	34,929.11	34,929.11	34,929.11
我 孫 子 第 8 - 1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
我 孫 子 第 8 - 2	11,878.00	11,878.00	11,878.00	11,878.00	11,878.00
我 孫 子 第 9 - 1	13,791.02	13,791.02	13,791.02	13,791.02	13,791.02
我 孫 子 第 9 - 2	8,393.08	8,393.08	8,393.08	8,393.08	8,393.08
我 孫 子 第 10	24,237.33	24,268.02	24,268.02	24,397.67	24,587.50
我 孫 子 北 部 第 1	3,077.27	3,077.27	3,077.27	3,077.27	3,077.27
我 孫 子 北 部 第 2	16,844.19	17,008.19	17,008.19	17,008.19	17,008.19
我 孫 子 北 部 第 3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
我 孫 子 北 部 第 4	2,188.81	2,204.81	2,204.81	2,204.81	2,204.81
我 孫 子 北 部 第 5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
我 孫 子 北 部 第 6	6,881.45	6,881.45	6,881.45	6,881.45	6,881.45
我 孫 子 北 部 第 7	4,111.53	5,478.03	5,915.03	6,173.05	6,382.62
我 孫 子 北 部 第 8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
我 孫 子 北 部 第 9	2,176.52	2,176.52	2,176.52	2,176.52	2,176.52
我 孫 子 北 部 第 10	10,002.94	10,002.94	10,002.94	10,002.94	10,002.94
合 計	325,247.80	327,534.29	328,609.29	328,996.96	329,610.30

※公共下水道事業による

(7) 整備延長 (雨水)

(単位：m)

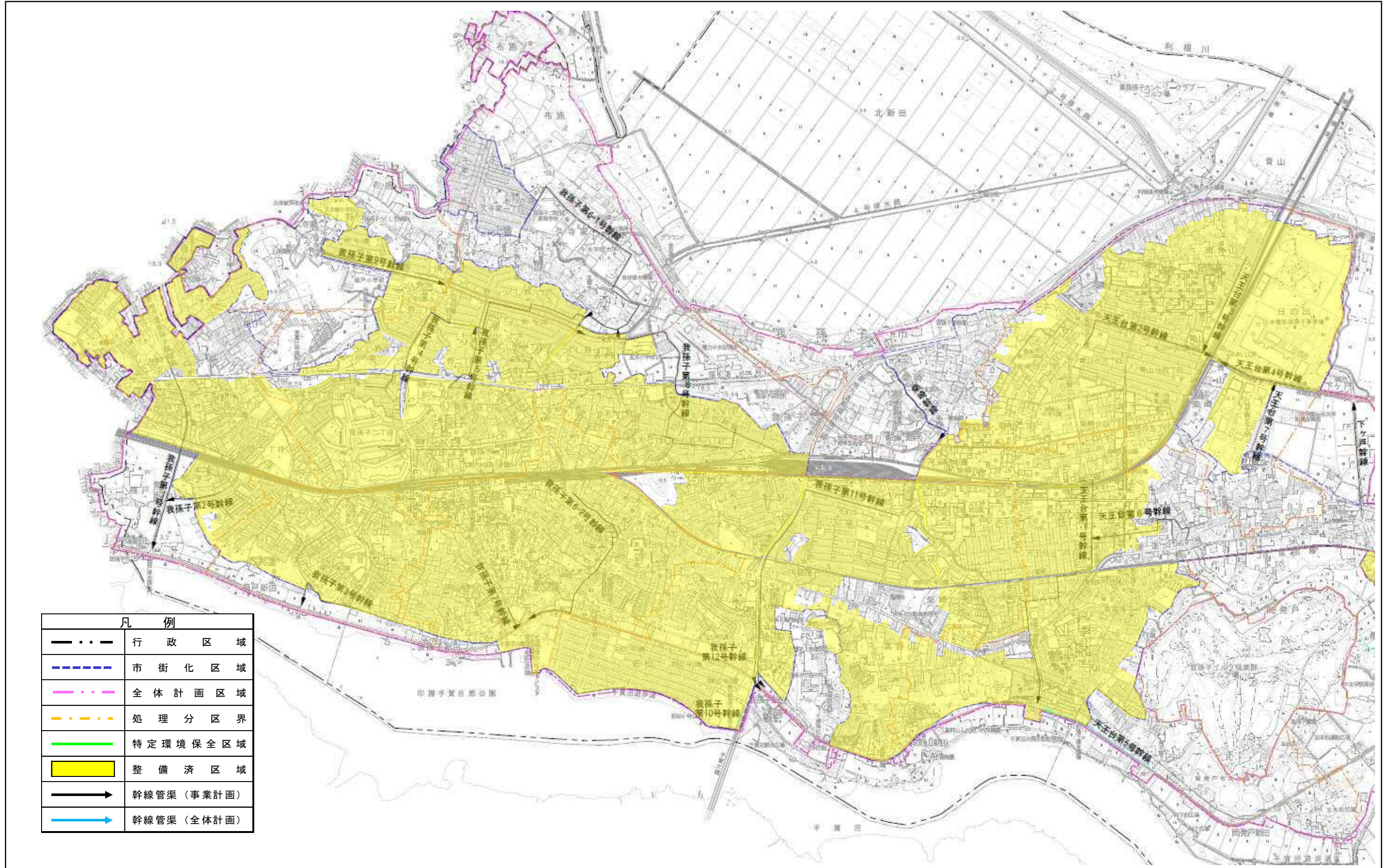
排水区名	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
根戸排水区	1,154.92	1,154.92	1,154.92	1,154.92	1,154.92
舟戸排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ときわ排水区	159.62	159.62	159.62	159.62	159.62
白山第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
白山第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
白山下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
若松第1排水区	145.91	145.91	145.91	145.91	145.91
若松第2排水区	115.79	115.79	115.79	115.79	210.13
若松第3排水区	225.24	225.24	225.24	408.17	447.40
若松第4排水区	7.25	7.25	75.00	75.00	75.00
若松第5排水区	44.39	44.39	44.39	44.39	44.39
宿排水区	1,777.62	1,777.62	1,777.62	1,777.62	1,777.62
子の神排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第3排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第4排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高野山第6排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下ヶ戸第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
湖北台第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
湖北台第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中里排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
日秀排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
布佐排水区	1,489.73	1,489.73	1,489.73	1,556.35	1,569.92
布佐下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新々田排水区	550.66	550.66	550.66	550.66	550.66

排水区名	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
つくし野第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第1-1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第3排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第4排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第6排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第7排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つくし野第8排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新宿排水区	713.66	713.66	713.66	713.66	713.66
関東排水区	1,028.98	1,028.98	1,028.98	1,028.98	1,028.98
並木排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
天王台排水区	835.49	835.49	835.49	835.49	835.49
久寺家第1排水区	1,736.36	1,736.36	1,736.36	1,736.36	1,736.36
久寺家第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
布施排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
柴崎排水区	0.00	0.00	25.69	227.52	227.52
柴崎台2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
青山台排水区	1,517.00	1,517.00	1,517.00	1,517.00	1,517.00
青山排水区	1,161.28	1,161.28	1,161.28	1,161.28	1,161.28
下ヶ戸第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下ヶ戸第3排水区	13.51	13.51	13.51	13.51	13.51
岡発戸排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠上第1排水区	464.67	464.67	464.67	464.67	464.67
中峠上第2排水区	5.60	5.60	5.60	5.60	5.60
中峠上第3排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠下排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中峠排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

排水区名	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
上新木排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第3-1排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第3-2排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新木第4排水区	1,331.68	1,331.68	1,331.68	1,331.68	1,331.68
新木第5排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
江蔵地排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	14,479.36	14,479.36	14,572.80	15,024.18	15,171.32

※公共下水道事業による

整備区域図【污水】（我孫子・天王台地区）

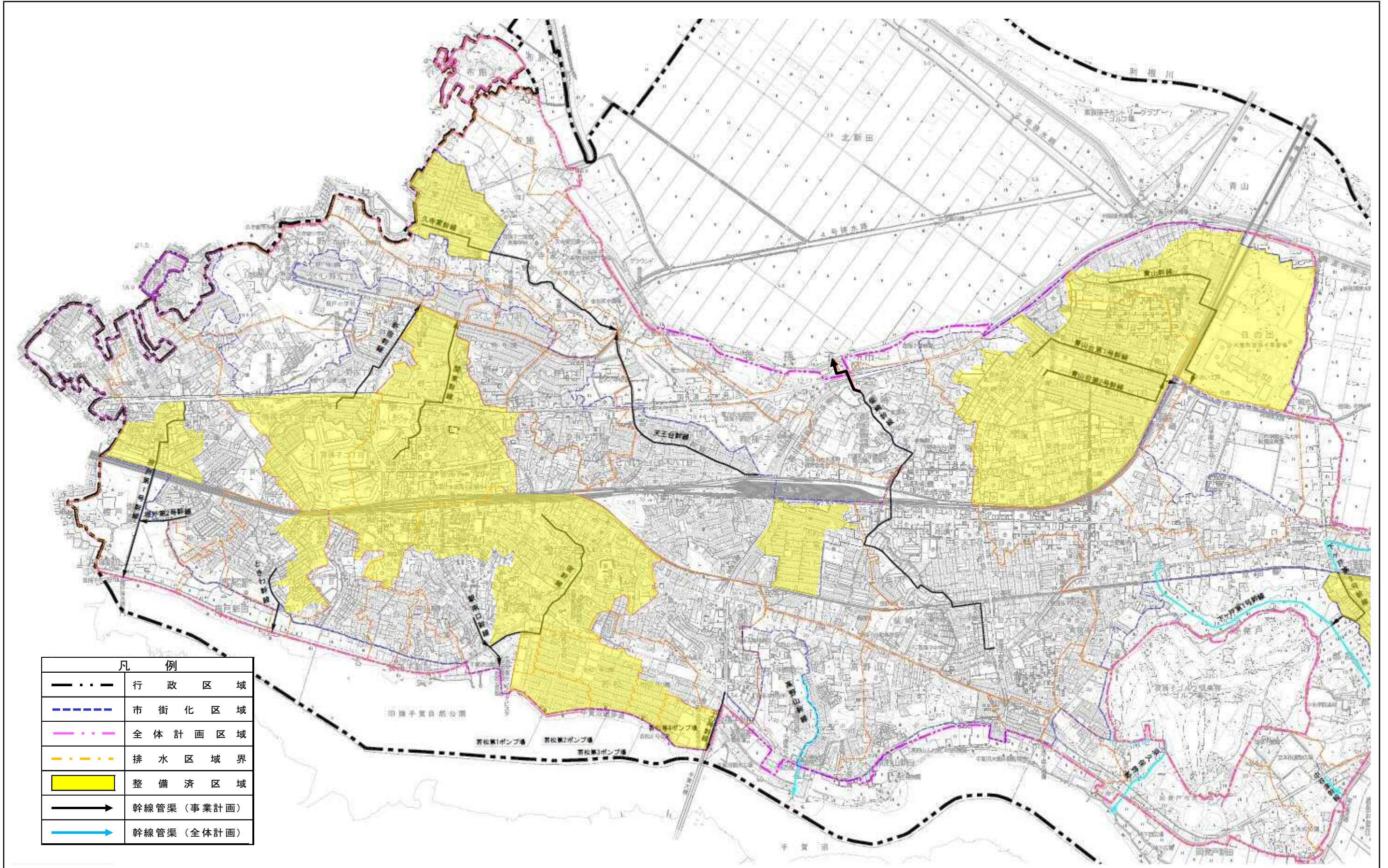


凡 例	
— · · —	行政区域
— — — —	市街化区域
— · · · —	全体計画区域
— · · · —	処理分区界
— — — —	特定環境保全区域
■	整備済区域
→	幹線管渠（事業計画）
→	幹線管渠（全体計画）

整備区域図【污水】（湖北・新木・布佐地区）

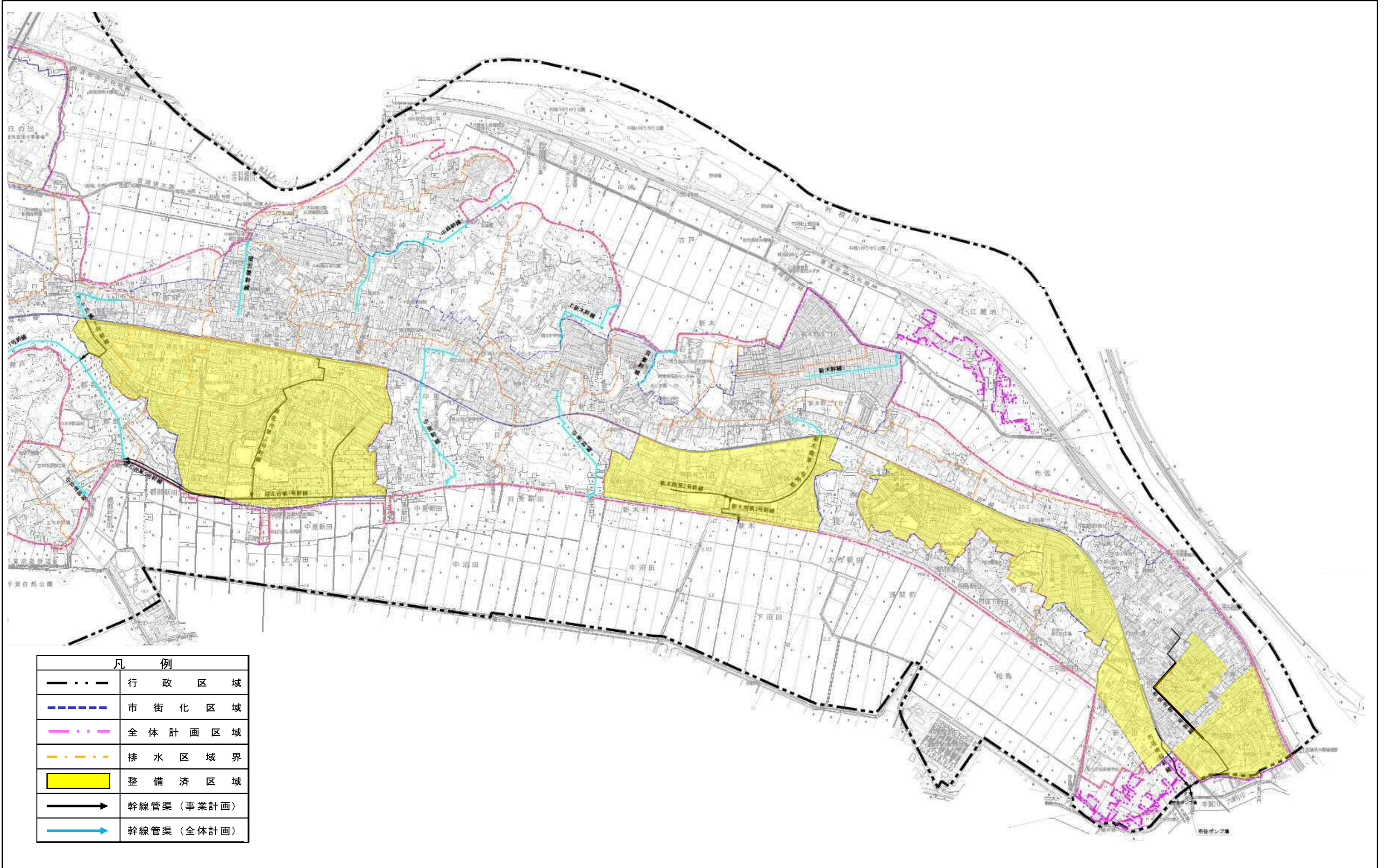


整備区域図【雨水】（我孫子・天王台地区）



凡 例	
— · · —	行政区域
— — — —	市街化区域
— · · · —	全体計画区域
— · · · —	排水区域界
■	整備済区域
→	幹線管渠（事業計画）
→	幹線管渠（全体計画）

整備区域図【雨水】（湖北・新木・布佐地区）



IV 維持管理

1. 下水道施設の維持管理状況

(1) 管路施設

本市の公共下水道管渠延長は、約368kmで人孔は12,295個となっています。下水の流れをよくするために管の中に溜った汚泥などの取り除き作業を高圧洗浄車などを使って定期的に行っています。

項目	管 渠 延 長 (単位：m)							人 孔 数 (単位：個)				
	φ200	φ250	φ300	φ350～ φ500	φ550～ φ900	φ1350	合 計	1号	2号	3号	特 殊	合 計
柏 第 6	522.79	1,721.48	0.00	0.00	0.00	0.00	2,244.27	107	0	0	6	113
我孫子第1	705.37	12,797.12	326.26	260.35	0.00	0.00	14,089.10	514	11	1	3	529
我孫子第2	884.54	8,945.53	279.76	132.80	0.00	0.00	10,242.63	354	23	0	9	386
我孫子第3	3,695.72	21,058.53	90.76	21.70	1,665.74	0.00	26,532.45	908	19	1	40	968
我孫子第4	20,283.01	22,220.09	1,152.13	2,843.58	66.91	624.21	47,189.93	1,429	15	9	42	1,495
我孫子第5	9,710.85	22,998.49	322.90	823.85	1,505.26	0.00	35,361.35	1,013	22	1	41	1,077
我孫子第6	78.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	78.03	7	0	0	0	7
我孫子第7	912.19	32,266.33	1,637.30	778.50	185.39	0.00	35,779.71	1,094	2	0	0	1,096
我孫子第8-1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0
我孫子第8-2	34.52	16,855.82	178.40	380.90	124.40	0.00	17,574.04	537	7	1	1	546
我孫子第9-1	719.76	12,180.84	253.52	469.42	0.00	0.00	13,623.54	446	0	0	0	446
我孫子第9-2	6,395.57	1,932.18	118.00	0.00	0.00	0.00	8,445.75	355	0	0	32	387
我孫子第10	4,372.70	18,943.66	263.77	1,331.87	395.41	0.00	25,307.41	741	1	1	36	779
我孫子北部第1	572.67	1,150.48	4,121.07	386.60	0.00	0.00	6,230.82	203	1	0	0	204
我孫子北部第2	26,766.33	7,280.21	8,325.00	3,473.60	1,996.42	0.00	47,841.56	1,512	37	17	64	1,630
我孫子北部第3	29.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	29.62	2	0	0	0	2
我孫子北部第4	20,544.83	8,122.94	2,148.58	1,632.94	190.52	0.00	32,639.81	1,060	9	1	5	1,075
我孫子北部第5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0
我孫子北部第6	10,003.23	522.38	56.50	2.70	0.00	0.00	10,584.81	391	4	0	1	396
我孫子北部第7	5,300.40	142.31	146.70	90.48	0.00	0.00	5,679.89	175	0	0	42	217
我孫子北部第8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0
我孫子北部第9	3,404.12	427.75	0.00	1,712.58	407.19	0.00	5,951.64	182	2	2	0	186
我孫子北部第10	21,528.00	0.00	1,242.74	214.72	0.00	0.00	22,985.46	691	4	0	61	756
合 計	136,464.25	189,566.14	20,663.39	14,556.59	6,537.24	624.21	368,411.82	11,721	157	34	383	12,295

(2) マンホールポンプ施設

污水管は、自然流下で流れるよう勾配をつけて布設していますが、平地部で長い距離を布設すると、勾配をつけているため污水管は次第に深くなり、設置後の維持管理が難しくなります。

以下の場所では、マンホールの中にポンプを設置し、汚水を地表付近まで汲み上げ、再び浅い位置から自然流下で汚水を排水しています。

ポンプ施設の名称	処理分区	ポンプ場の位置	ポンプ		
			施設概要		台数
栄マンホールポンプ施設	第4処理分区	我孫子市栄	主ポンプ 水中ポンプ	3.7 kW	2
東我孫子マンホールポンプ施設	第5処理分区	我孫子市東我孫子	主ポンプ 水中ポンプ	3.7 kW	2
青山台マンホールポンプ施設	北部第4処理分区	我孫子市青山台	主ポンプ 水中ポンプ	1.5 kW	2
岡発戸マンホールポンプ施設	第5処理分区	我孫子市岡発戸	主ポンプ 水中ポンプ	1.5 kW	2
白山マンホールポンプ施設	北部第2処理分区	我孫子市白山	主ポンプ 水中ポンプ	0.4 kW	2

(3) 雨水ポンプ場

若松地区及び布佐地区については、排水先の水位により自然排水が困難であるため、雨水ポンプ場を位置付けています。

ポンプ施設の名称	排水区	ポンプ場の位置	敷地面積 (a)	計画雨水量 (m^3/sec)	ポンプ台数
若松第1ポンプ場	若松第2排水区	我孫子市若松	0.9	0.822	2
若松第2ポンプ場	若松第3排水区	我孫子市若松	0.7	0.372	2
若松第3ポンプ場	若松第4排水区	我孫子市若松	0.6	0.506	2
若松第4ポンプ場	若松第5排水区	我孫子市若松	0.6	0.802	2
布佐ポンプ場	布佐排水区	我孫子市布佐	28.7	11.839	4

(4) 污水取付管、人孔蓋及び陥没の修繕

(単位：件)

区分 年度	取付管修繕	人孔蓋修繕	陥没修繕	合計
H28	16	29	6	51
H29	10	38	0	48
H30	8	22	9	39
R1	9	41	7	57
R2	11	20	4	35

2. 下水道施設の老朽化対策

下水道は適正な維持管理により機能を発揮することで初めて役割を果たす社会資本であり、普及が進むにつれ、より高機能な施設に改築していく時代へ移行してきました。

このため、適切な維持管理による下水道サービスの維持、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減、さらには、機能高度化のための投資とその平準化が求められています。

(1) 我孫子市公共下水道ストックマネジメント計画

これまで、下水道の維持管理については、設置年数等に応じて点検・調査を実施し、経験等を踏まえて修繕等の必要性やその手法について判断してきました。

しかし、今後は老朽化する施設が増大することに加え、財政状況や組織人員も逼迫することが予想されるため、施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築など計画的かつ効率的に施設管理を行う必要があります。

①公共下水道ストックマネジメント計画の経緯

計画期間	第 I 期		備考
	R3. 4. 1 から R8. 3. 31		
改築計画			
汚水			
管路			
	対象延長 (m)	2,051.4	
	概算費用 (百万円)	313.77	
ポンプ場			
	施設能力	—	
	概算費用 (百万円)	6.20	
雨水			
管路			
	対象延長 (m)	40.0	
	概算費用 (百万円)	40.00	
ポンプ場			
	施設能力	—	
	概算費用 (百万円)	0.00	

②ストックマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】

○管路施設

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ マンホール	1回/5年で点検を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱ	腐食のおそれの大きい箇所
マンホール蓋		ランクA	
管きよ マンホール	1回/10年で点検を実施 1回/50年で調査を実施（污水）	緊急度Ⅰ・Ⅱ	上記以外の箇所
マンホール蓋		1回/20年で調査を実施（雨水） ランクA	

○ポンプ場施設

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
沈砂池設備	1回/5～10年で視覚調査を実施	健全度1・2	
雨水ポンプ設備	1回/10～15年で視覚調査、スコープ調査等を実施	健全度1・2	
雨水ポンプ設備 （水中型）	1回/5～10年で視覚調査、分解点検を実施	健全度1・2	1～3年に1回のオイル点検を基本
污水ポンプ設備 （マンホールポンプ）	1回/5～10年で視覚調査、分解点検を実施	健全度1・2	年1回のオイル点検を基本
防食	1回/7～10年で視覚調査を実施	健全度1・2	
屋根防水	1回/5～10年で視覚調査を実施	健全度1・2	
外装仕上、外部建具	1回/5～10年で視覚調査を実施	健全度1・2	
躯体	1回/10～20年で視覚調査、はつり調査を実施	健全度1・2	

【時間計画保全】

○管路施設

施設名称	目標耐用年数	備考
管きよ	標準耐用年数（50年）	圧送管

○ポンプ場施設

施設名称	目標耐用年数	備考
受変電設備	標準耐用年数（20年）の1.5倍程度	遮断器
自家用発電設備	標準耐用年数（15年）の2.0倍程度	発電機
制御電源及び計装用電源設備	標準耐用年数（10年）の2.0倍程度	充電器盤
計測設備	標準耐用年数（15年）の1.5倍程度	計装計器盤
監視制御設備-1	標準耐用年数（15年）の2.0倍程度	監視盤
監視制御設備-2	標準耐用年数（10年）の1.5倍程度	シーケンスコントローラ
負荷設備	標準耐用年数（15年）の2.0倍程度	コントロールセンタ
受変電設備	標準耐用年数（15年）の1.5倍程度	マンホールポンプ
負荷設備	標準耐用年数（15年）の1.5倍程度	マンホールポンプ
計測設備	標準耐用年数（10年）の1.5倍程度	マンホールポンプ
監視制御設備	標準耐用年数（7年）の1.5倍程度	マンホールポンプ

※緊急度の判断基準

緊急度Ⅰ・・・重度（速やかに措置が必要）

緊急度Ⅱ・・・中度（簡易な対応により必要な措置を5年未満まで許容できる）

ランクA・・・危険度が非常に大きく、緊急に措置が必要

※健全度の判断基準

健全度1・・・機能停止

健全度2・・・使用基準

V 水洗化普及

1. 水洗化普及促進事業の概要

公共下水道の整備による水洗化は、市民の快適な生活環境の保持及び公共用水域の水質保全のための重要な要素であり、建設投資の効率性を確保する観点からも高く望まれています。

下水道法第11条の3に水洗化への改造義務が位置付けられていますが、必ずしも供用開始後の水洗化には至っていない状況です。

本市では、普及促進事業として、供用開始時における地域説明会、広報誌でのPR等市民に啓発を促すとともに、排水設備の切り替え工事を行うための費用負担を軽減し水洗化率を向上させるため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度の活用を促し、利用者への利便性を高めています。

(1) 下水道排水設備指定工事店制度

下水道接続等の排水設備工事は専門的な技術が伴うため、市が施工能力のある工事店を指定する制度を採用（我孫子市下水道条例第10条）しており、指定を受けた工事店（我孫子市排水設備指定工事店）以外による排水設備工事は認めておりません。

なお、令和3年3月31日現在、指定工事店は163店となっています。

(2) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

本市では、1日でも早く下水道を使っていただけるよう、汲取り便所を水洗トイレへ改造し公共下水道へ接続、又は、既存の浄化槽を廃止し公共下水道へ接続する排水設備工事を対象に、資金の融資あっせん及び利子補給を行っています。

なお、融資あっせんの対象者となる要件は、以下のとおりです。

- ① 公共下水道の供用が開始された日から3年以内に行うこと。
- ② 対象工事の施工に必要な資金の調達が困難であること。
- ③ 市税並びに公共下水道に係る使用料及び受益者負担金を滞納していないこと。
- ④ 償還能力を有すること。
- ⑤ 工事を行おうとする建築物が自己所有以外の建築物の場合は、当該建築物の所有者の同意を得ていること。

項目	汲取り便所の改造	既設浄化槽の切替
融資あっせん額	10万円以上60万円以内	10万円以上40万円以内
利子補給額	年利5%以内	年利5%以内
償還	36回以内	36回以内

(3) 普及啓発活動

下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである210日を過ぎた220日（立春から数えて）である9月10日を「下水道の日」として、全国的に様々な啓発・普及活動が行われています。

本市においても、毎年「下水道の日」にあわせ、下水道の役割について理解と関心を深めていただくため、様々な啓発・普及活動を実施しています。

- ① マンホールカードの作成・配布
- ② 普及啓発グッズの配布
- ③ 「下水道の日」ポスターの掲示



(4) 令和2年度末普及状況

項目		項目
令和2年度末行政人口	(A)	131,559人
令和2年度末供用開始人口	(B)	111,313人
令和2年度末水洗化世帯数		50,074戸
令和2年度末水洗化人口	(C)	110,217人
普及率	(B/A)	84.6%
水洗化率	(C/B)	99.0%

2. 排水設備設置申請状況

(単位：件)

年度 処理分区	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
柏 第 6	242	10	8	4	1	0	265
我 孫 子 第 1	1,169	29	16	87	19	22	1,342
我 孫 子 第 2	1,091	11	27	23	17	35	1,204
我 孫 子 第 3	2,729	55	38	49	41	20	2,932
我 孫 子 第 4	3,704	67	87	75	47	64	4,044
我 孫 子 第 5	2,997	61	42	60	70	66	3,296
我 孫 子 第 6	16	0	0	0	0	0	16
我 孫 子 第 7	1,486	37	52	52	79	41	1,747
我孫子第8－1	0	0	0	0	0	0	0
我孫子第8－2	1,144	23	21	28	20	16	1,252
我孫子第9－1	1,147	1	3	4	3	1	1,159
我孫子第9－2	167	31	24	10	5	7	244
我 孫 子 第 10	1,837	26	31	30	19	31	1,974
我孫子北部第1	52	10	4	3	8	10	87
我孫子北部第2	2,613	55	71	44	75	57	2,915
我孫子北部第3	1	0	0	0	0	2	3
我孫子北部第4	1,266	40	85	34	51	35	1,511
我孫子北部第5	1	0	0	0	0	2	3
我孫子北部第6	347	75	30	10	8	8	478
我孫子北部第7	119	46	48	25	25	24	287
我孫子北部第8	0	0	0	0	0	0	0
我孫子北部第9	44	2	2	2	6	3	59
我孫子北部第10	946	15	15	18	20	7	1,021
合 計	23,118	594	604	558	514	451	25,839

3. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給利用状況

(単位：円)

年度	項目	汲 取 り		浄 化 槽		合 計		利子補給 金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
～H27		1	480,000	10	1,753,301	11	2,233,301	128,947
H28		0	0	1	180,000	1	180,000	3,889
H29		0	0	0	0	0	0	5,092
H30		0	0	0	0	0	0	2,540
R1		0	0	0	0	0	0	278
R2		0	0	0	0	0	0	0
合計		1	480,000	11	1,933,301	12	2,413,301	140,746

※償還期限 36月以内

4. 普及状況

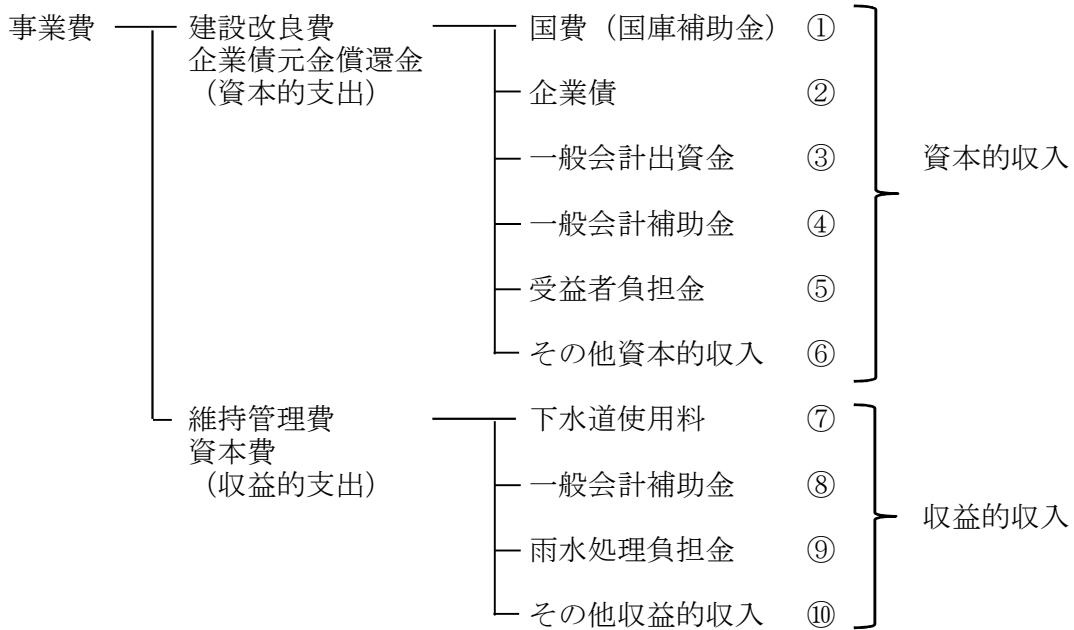
項目		年度				
		H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
行政人口 (人) (A)		132,400	132,231	132,167	132,002	131,559
供 用 開 始 人 口 (人)	柏第6処理分区	631	635	636	627	633
	第1処理分区	5,180	5,195	5,464	5,543	5,636
	第2処理分区	3,793	3,862	3,787	3,789	3,813
	第3処理分区	9,440	9,363	9,363	9,435	9,382
	第4処理分区	15,278	15,161	15,134	14,985	14,804
	第5処理分区	9,885	9,921	10,152	10,243	10,267
	第6処理分区	0	0	0	0	0
	第7処理分区	12,102	12,026	11,886	11,876	11,844
	第8-1処理分区	0	0	0	0	0
	第8-2処理分区	4,213	4,245	4,328	4,344	4,360
	第9-1処理分区	2,439	2,413	2,382	2,351	2,290
	第9-2処理分区	2,291	2,312	2,264	2,246	2,217
	第10処理分区	5,054	5,090	5,032	4,892	4,813
	北部第1処理分区	2,407	2,398	2,375	2,363	2,353
	北部第2処理分区	21,944	21,984	22,162	22,251	22,217
	北部第3処理分区	0	0	0	0	0
	北部第4処理分区	8,205	8,299	8,318	8,373	8,375
	北部第5処理分区	0	0	0	0	0
	北部第6処理分区	2,186	2,457	2,449	2,413	2,419
	北部第7処理分区	677	1,132	1,148	1,207	1,234
北部第8処理分区	0	0	0	0	0	
北部第9処理分区	1,268	1,263	1,254	1,249	1,225	
北部第10処理分区	3,552	3,514	3,482	3,480	3,431	
合 計 (B)		110,545	111,270	111,616	111,667	111,313
水洗化世帯数 (戸) (C)		47,861	48,597	49,165	49,582	50,074
水洗化人口 (人) (D)		109,664	109,974	110,207	110,463	110,217
普及率 (%) (B/A)		83.5	84.1	84.5	84.6	84.6
水洗化率 (%) (D/B)		99.2	98.8	98.7	98.9	99.0

VI 財 政

1. 下水道財政の概要

(1) 財源のしくみ

下水道の整備は長期年月、多額の費用を要し、又その施設の維持管理についても相当な費用が必要となります。その財源については、おもに次のとおりです。



(2) 財源説明

①国費 (国庫補助金)

下水道事業は地方公共団体が実施するものであり、その建設には多額の費用が必要であること、また、公共用水域の水質を保全するなど下水道を緊急に整備する必要があることから、国は下水道の設置に係る地方公共団体に対し補助を行っています。

②企業債

公営企業が必要な資金を外部から調達することによって負担する債務で、償還が一会計年度を超える長期借入資金です。

③一般会計出資金

公営企業への繰出金として市の一般会計が負担することが認められている繰出金のうち主に汚水に係る建設改良費に充てるものとして繰り入れるものです。

④一般会計補助金 (資本的収入)

公営企業への繰出金として市の一般会計が負担することが認められている繰出金のうち主に企業債元金償還金や雨水に係る建設改良費に充てるものとして繰り入れるものです。

⑤受益者負担金

下水道が整備されることで著しい利益を受け、環境が改善され未整備地区に比べ利便性、快適性が向上し、その利益を受ける限度において負担していただくものです。

⑥その他資本的収入

資本的収入のうち①から⑤以外の収入 (建設負担金や返還金など)。

⑦下水道使用料

雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから、公費により排除に係る経費を負担することとされていますが、汚水は原因者や受益者が明らかことから、処理にかかる経費は原則私費 (下水道使用料) により負担するべきとされています。

⑧一般会計補助金 (収益的収入)

公営企業への繰出金として市の一般会計が負担することが認められている繰出金のうち主に汚水に係る維持管理費や資本費に充てるものとして繰り入れるものです。

⑨雨水処理負担金

公営企業への繰出金として市の一般会計が負担することが認められている繰出金のうち主に雨水に係る維持管理費や資本費に充てるものとして繰り入れるものです。

⑩その他収益的収入

収益的収入のうち⑦から⑨以外の収入 (長期前受金戻入、指定工事店登録申請等手数料や延滞金など)。

2. 下水道使用料

(1) 使用料の概要

収益的収支における営業費用（一般管理費、処理場・管渠等の汚水処理施設維持管理費等）と営業外費用（建設に伴う企業債償還金利息等）からなる総費用は、使用料等をもって充てるべきものとされています。

本市の下水道使用料は、事業活動によって得られる収益の他に、一般会計からの繰出金を充当することで高騰を防いでいます。

(2) 使用料金の変遷（税抜）

項 目	S45. 4. 1 から S56. 9. 30	S56. 10. 1 から H1. 8. 31	H1. 9. 1 から H5. 8. 31	H5. 9. 1 から H9. 12. 31	H10. 1. 1 から (現行料金)	
使用料体系	従量制	従量制	累進制	累進制	累進制	
使用料制度						
一般 汚水 料 金	基本料金10m ³	300円	450円	600円	800円	900円
	11～20m ³	30円	45円	60円	90円	108円
	21～30m ³	30円	45円	65円	95円	114円
	31～40m ³	30円	45円	75円	110円	131円
	41～50m ³	30円	45円	95円	140円	167円
	51～100m ³	30円	45円	130円	190円	227円
	100m ³ 以上	30円	45円	180円	260円	311円
営業用汚水	—	—	1m ³ 当たり20円	1m ³ 当たり20円	1m ³ 当たり20円	
水量の 算出	水道水	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量
	井戸水	1世帯5人まで 10m ³	1世帯5人まで 10m ³	1人1ヶ月当たり 6m ³	1人1ヶ月当たり 6m ³	1人1ヶ月当たり 6m ³

(3) 使用料の調定状況

(単位：件、千m³、千円(税込み))

年度 項目 月	H28			H29			H30			R1			R2		
	件数	水量	金額	件数	水量	金額	件数	水量	金額	件数	水量	金額	件数	水量	金額
4	47,372	885	55,318	47,914	884	66,181	48,628	897	53,384	49,452	894	27,520	50,055	915	122,428
5	47,420	876	123,510	47,977	881	109,940	48,701	961	127,281	49,560	1,170	154,644	50,020	913	120,183
6	47,373	909	117,377	47,990	912	121,875	48,701	879	119,036	49,539	811	118,247	50,042	935	123,453
	—	2,670	296,205	—	2,677	297,996	—	2,737	299,701	—	2,875	300,411	—	2,763	366,064
7	47,460	870	119,668	48,011	880	120,103	48,724	797	111,173	49,632	882	121,650	50,098	896	122,235
8	47,573	897	122,843	48,077	912	123,580	48,848	998	135,686	49,659	902	123,610	50,133	934	127,456
9	47,562	872	118,432	48,137	886	120,578	48,960	885	121,698	49,713	875	120,086	50,170	947	129,111
	—	2,639	360,943	—	2,678	364,261	—	2,680	368,557	—	2,659	365,346	—	2,777	378,802
10	47,577	850	115,631	48,231	870	116,455	49,015	876	119,148	49,724	874	120,009	50,195	891	122,410
11	47,615	894	119,687	48,284	900	120,993	49,062	899	122,486	49,753	897	123,642	50,254	933	128,267
12	47,655	863	118,996	48,314	875	121,253	49,156	869	118,037	49,801	870	120,954	50,261	905	123,384
	—	2,607	354,314	—	2,645	358,701	—	2,644	359,671	—	2,641	364,605	—	2,729	374,061
1	47,671	906	118,562	48,338	912	119,273	49,066	897	121,601	49,777	900	124,373	50,258	952	128,691
2	47,730	898	80,454	48,365	905	107,237	49,123	900	120,948	49,873	905	124,170	50,301	939	127,211
3	47,865	812	202,858	48,483	811	175,848	49,227	850	163,084	49,932	880	121,642	50,443	848	115,017
	—	2,616	401,874	—	2,628	402,358	—	2,647	405,633	—	2,685	370,185	—	2,739	370,919
合計	—	10,532	1,413,336	—	10,628	1,423,316	—	10,708	1,433,562	—	10,860	1,400,547	—	11,008	1,489,846

※令和2年度以前(地方公営企業法適用化前)は収入金額及びその収入金額に対応する水量、それ以降は調定金額及びその水量とした。

3. 受益者負担金

(1) 受益者負担金の概要

都市計画事業の一環である公共下水道事業は、整備区域が特定されます。下水道が整備されますと、整備区域内の土地所有者等権利者は便益を受けることになることから、本市では、都市計画法第75条に基づいて「我孫子市受益者負担金条例」を昭和57年度に制定し、整備区域内の全ての土地に係る受益者に負担金を賦課しています。

受益者負担金の単価は、土地1平方メートル当たり400円となっています。この収入は、末端管渠等の建設費に充てられています。

(2) 受益者負担金納入状況

(単位：m²、千円)

項目 年度	対象地積	賦課地積	減免地積	猶予地積	賦課額	納入金額
H28	45,093	27,475	4,404	13,214	26,159	25,563
H29	11,050	9,752	298	1,000	13,789	13,342
H30	107,153	88,338	2,435	16,380	27,732	27,023
R1	78,328	43,801	1,811	32,716	22,369	22,063
R2	11,874	11,874	0	0	12,612	12,406

※平成30年度より、地積については当該年度末の地積とした。

※平成30年度より、賦課額・納入金額については当該年度納付分とした。

4. 下水道事業の財政運営

本市公共下水道事業は、令和2年4月に地方公営企業法を一部適用し、これまでの「官公庁会計（現金主義・単式簿記）」から、「企業会計（発生主義・複式簿記）」へ移行しました。

収益的収支は、サービスの対価としての下水道使用料の収入と、サービスの提供に要する支出からなっており、年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が、現金の出入りがあるかないかに拘らず計上されます。

資本的収支は、公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等に係る建設改良費、固定資産購入費及び企業債元金償還金等の資本的支出と、これらを賄うための企業債、国庫補助金、負担金及び一般会計からの出資金や補助金等の資本的収入からなっており、原則として現金の動きを伴うもののみが計上されます。

（1）令和2年度決算状況

予算・決算対照表

（単位：円（税込み））

科目		予算額 (A)	決算額 (B)	執行率 (B/A)	
収益的収支	収入	第1款 下水道事業収益	2,867,088,000	2,974,199,936	103.7 %
		第1項 営業収益	1,535,459,000	1,559,502,262	101.6 %
		第2項 営業外収益	1,331,629,000	1,412,627,742	106.1 %
		第3項 特別利益	0	2,069,932	—
	支出	第1款 下水道事業費用	2,659,947,000	2,690,913,478	101.2 %
		第1項 営業費用	2,408,286,000	2,474,318,757	102.7 %
		第2項 営業外費用	204,351,000	192,504,889	94.2 %
		第3項 特別損失	36,512,000	24,089,832	66.0 %
	第4項 予備費	10,798,000	0	0.0 %	
収支差引		207,141,000	283,286,458	136.8 %	
資本的収支	収入	第1款 資本的収入	1,713,552,000	1,187,062,020	69.3 %
		第1項 企業債	1,078,928,000	684,928,000	63.5 %
		第2項 他会計出資金	96,852,000	96,852,000	100.0 %
		第3項 他会計補助金	249,848,000	249,848,000	100.0 %
		第4項 国庫補助金	266,722,000	132,822,000	49.8 %
		第5項 負担金等	21,102,000	22,612,020	107.2 %
		第6項 その他資本的収入	100,000	0	0.0 %
	支出	第1款 資本的支出	2,365,300,000	1,788,564,148	75.6 %
		第1項 建設改良費	1,171,293,000	605,190,997	51.7 %
		第2項 固定資産購入費	16,610,000	15,926,728	95.9 %
		第3項 企業債償還金	1,167,447,000	1,167,446,423	100.0 %
		第4項 予備費	9,950,000	0	0.0 %
差引		▲ 651,748,000	▲ 601,502,128	92.3 %	
翌年度繰越額に係る財源充当額		—	22,086,000	—	
補てん財源※		651,748,000	623,588,128	95.7 %	
合計		0	0	—	

※資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額22,086,000円を除く。）

1,164,976,020円が資本的支出額1,788,564,148円に不足する額623,588,128円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,901,817円、引継金142,702,771円、当年度分損益勘定留保資金327,434,144円及び当年度分利益剰余金処分額129,549,396円で補てんしました。

※特別利益は、法適用前期間に帰属する下水道使用料の精算に伴う調定等によるものです。

※特別損失は、過年度損益修正損及び法適用前期間に帰属する期末勤勉手当や令和元年度分消費税等を支出したものです。

(2) 収益的収支表

(単位：円(税込み)、%)

項目	年度		H28		H29		H30		R1		R2	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
下水道事業収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,974,199,936	100.0
営業収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,559,502,262	52.4
下水道使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,489,846,062	50.1
雨水処理負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69,344,000	2.3
その他営業収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	312,200	0.0
営業外収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,412,627,742	47.5
他会計補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	387,306,000	13.0
長期前受金戻入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,025,205,462	34.5
雑収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	116,280	0.0
特別利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,069,932	0.1
過年度損益修正益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,069,932	0.1
下水道事業費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,690,913,478	100.0
営業費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,474,318,757	91.9
管渠費(汚水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57,640,598	2.1
管渠費(雨水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,188,700	0.2
ポンプ場費(汚水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,049,011	0.3
ポンプ場費(雨水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,456,645	0.6
流域下水道費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	845,731,781	31.4
普及指導費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	574,792	0.0
業務費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	101,891,465	3.8
総係費(汚水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	80,247,743	3.0
総係費(雨水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,898,416	0.2
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,352,639,606	50.3
営業外費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	192,504,889	7.2
支払利息	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	162,956,392	6.1
雑支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29,548,497	1.1
特別損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,089,832	0.9
過年度損益修正損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,588,967	0.1
その他特別損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,500,865	0.8

(3) 資本的収支表

(単位：円(税込み)、%)

項目	年度		H28		H29		H30		R1		R2	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
資本的収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,187,062,020	100.0
企業債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	684,928,000	57.7
他会計出資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96,852,000	8.2
他会計補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	249,848,000	21.0
企業債元金償還補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	181,086,000	15.2
その他一般会計補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68,762,000	5.8
国庫補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132,822,000	11.2
負担金等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,612,020	1.9
工事負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000,000	0.8
受益者負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,612,020	1.1
資本的支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,788,564,148	100.0
建設改良費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	605,190,997	33.9
管路建設費(汚水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	210,761,097	11.8
管路建設費(雨水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	319,578,400	17.9
管路改良費(汚水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37,884,220	2.1
管路改良費(雨水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,294,280	0.2
流域下水道建設負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,673,000	1.9
固定資産購入費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,926,728	0.9
企業債償還金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,167,446,423	65.2

(4) 損益計算書

(単位：円(税抜き)、%)

項目	年度	H28		H29		H30		R1		R2	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
営業収益		—	—	—	—	—	—	—	—	1,424,214,814	100.0
下水道使用料		—	—	—	—	—	—	—	—	1,354,558,614	95.1
雨水処理負担金		—	—	—	—	—	—	—	—	69,344,000	4.9
その他営業収益		—	—	—	—	—	—	—	—	312,200	0.0
営業費用		—	—	—	—	—	—	—	—	2,379,984,488	100.0
管渠費(汚水)		—	—	—	—	—	—	—	—	52,435,580	2.2
管渠費(雨水)		—	—	—	—	—	—	—	—	4,717,000	0.2
ポンプ場費(汚水)		—	—	—	—	—	—	—	—	6,408,239	0.3
ポンプ場費(雨水)		—	—	—	—	—	—	—	—	15,870,156	0.7
流域下水道費		—	—	—	—	—	—	—	—	768,847,076	32.3
普及指導費		—	—	—	—	—	—	—	—	522,543	0.0
業務費		—	—	—	—	—	—	—	—	92,628,615	3.9
総係費(汚水)		—	—	—	—	—	—	—	—	80,022,273	3.4
総係費(雨水)		—	—	—	—	—	—	—	—	5,893,400	0.2
減価償却費		—	—	—	—	—	—	—	—	1,352,639,606	56.8
営業損失		—	—	—	—	—	—	—	—	955,769,674	—
営業外収益		—	—	—	—	—	—	—	—	1,412,699,689	100.0
他会計補助金		—	—	—	—	—	—	—	—	387,306,000	27.4
長期前受金戻入		—	—	—	—	—	—	—	—	1,025,205,462	72.6
雑収益		—	—	—	—	—	—	—	—	188,227	0.0
営業外費用		—	—	—	—	—	—	—	—	175,570,857	100.0
支払利息		—	—	—	—	—	—	—	—	162,956,392	92.8
雑支出		—	—	—	—	—	—	—	—	12,614,465	7.2
経常利益		—	—	—	—	—	—	—	—	281,359,158	—
特別利益		—	—	—	—	—	—	—	—	2,069,932	100.0
過年度損益修正益		—	—	—	—	—	—	—	—	2,069,932	100.0
特別損失		—	—	—	—	—	—	—	—	24,044,449	100.0
過年度損益修正損		—	—	—	—	—	—	—	—	1,543,780	6.4
その他特別損失		—	—	—	—	—	—	—	—	22,500,669	93.6
当年度純利益		—	—	—	—	—	—	—	—	259,384,641	—
前年度繰越利益剰余金		—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
その他未処分利益剰余金変動額		—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
当年度未処分利益剰余金		—	—	—	—	—	—	—	—	259,384,641	—

(5) 費用構成及び汚水処理原価・使用料単価

(単位：m³、千円(税抜き)、%)

項目	年度	H28		H29		H30		R1		R2		
		水量/金額	比率	水量/金額	比率	水量/金額	比率	水量/金額	比率	水量/金額	比率	
総処理水量		—	—	—	—	—	—	—	—	14,462,840	—	
有収水量 (A)		—	—	—	—	—	—	—	—	10,875,351	—	
下水道使用料※ (B)		—	—	—	—	—	—	—	—	1,338,956	—	
汚水処理費※ (C)		—	—	—	—	—	—	—	—	1,635,573	100.0	
内訳	維持管理費	職員給与費	—	—	—	—	—	—	—	—	59,883	3.7
		動力費	—	—	—	—	—	—	—	—	887	0.1
		修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	34,883	2.1
		委託料	—	—	—	—	—	—	—	—	116,357	7.1
		流域下水道 管理運営費負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	669,082	40.9
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—	20,186	1.2
		小計	—	—	—	—	—	—	—	—	901,278	—
	資本費	減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	614,742	37.6
		支払利息	—	—	—	—	—	—	—	—	119,553	7.3
		小計	—	—	—	—	—	—	—	—	734,295	—
使用料単価(円) (B/A) × 1000		—	—	—	—	—	—	—	—	123.1	—	
汚水処理原価(円) (C/A) × 1000		—	—	—	—	—	—	—	—	150.4	—	

※下水道使用料については、地域下水道による使用料収入分を除いた額。

※汚水処理費については、公費負担分を除いた額

(6) 貸借対照表

(資産の部)

(単位：円(税抜き)、%)

項目	年度	H28		H29		H30		R1		R2	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
固定資産		—	—	—	—	—	—	—	—	35,661,683,706	100.0
有形固定資産		—	—	—	—	—	—	—	—	32,108,641,894	90.1
土地		—	—	—	—	—	—	—	—	1,247,014,577	3.5
建物		—	—	—	—	—	—	—	—	1,206,850,786	3.3
減価償却累計額		—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 31,011,790	
構築物		—	—	—	—	—	—	—	—	29,668,436,690	80.2
減価償却累計額		—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 1,085,574,197	
機械及び装置		—	—	—	—	—	—	—	—	1,043,480,278	2.7
減価償却累計額		—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 67,981,679	
車両運搬具		—	—	—	—	—	—	—	—	253,843	0.0
減価償却累計額		—	—	—	—	—	—	—	—	0	
工具、器具及び備品		—	—	—	—	—	—	—	—	8,252	0.0
減価償却累計額		—	—	—	—	—	—	—	—	0	
建設仮勘定		—	—	—	—	—	—	—	—	127,165,134	0.4
無形固定資産		—	—	—	—	—	—	—	—	3,550,041,812	9.9
施設利用権		—	—	—	—	—	—	—	—	3,545,061,214	9.9
ソフトウェア		—	—	—	—	—	—	—	—	4,980,598	0.0
投資その他の資産		—	—	—	—	—	—	—	—	3,000,000	0.0
流動資産		—	—	—	—	—	—	—	—	369,188,477	100.0
現金預金		—	—	—	—	—	—	—	—	89,518,718	24.2
未収金		—	—	—	—	—	—	—	—	231,466,985	62.4
未収金貸倒引当金		—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 1,197,226	
前払金		—	—	—	—	—	—	—	—	49,400,000	13.4
資産合計		—	—	—	—	—	—	—	—	36,030,872,183	—

(負債・資本の部)

(単位：円(税抜き)、%)

項目	H28		H29		H30		R1		R2	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
固定負債	—	—	—	—	—	—	—	—	11,081,078,048	100.0
企業債	—	—	—	—	—	—	—	—	11,081,078,048	100.0
建設改良等企業債	—	—	—	—	—	—	—	—	11,081,078,048	100.0
流動負債	—	—	—	—	—	—	—	—	1,115,380,113	100.0
一時借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	150,000,000	13.4
企業債	—	—	—	—	—	—	—	—	898,121,278	80.6
建設改良等企業債	—	—	—	—	—	—	—	—	898,121,278	80.6
未払金	—	—	—	—	—	—	—	—	55,248,355	5.0
営業未払金	—	—	—	—	—	—	—	—	15,078,504	1.4
営業外未払金	—	—	—	—	—	—	—	—	29,431,100	2.6
その他未払金	—	—	—	—	—	—	—	—	10,738,751	1.0
引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	11,361,000	1.0
賞与引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	9,316,000	0.8
法定福利費引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	2,045,000	0.2
預り金	—	—	—	—	—	—	—	—	649,480	0.0
預り諸税	—	—	—	—	—	—	—	—	206,464	0.0
その他預り金	—	—	—	—	—	—	—	—	443,016	0.0
繰延収益	—	—	—	—	—	—	—	—	22,186,814,019	100.0
長期前受金	—	—	—	—	—	—	—	—	23,212,019,481	100.0
収益化累計額	—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 1,025,205,462	—
負債合計	—	—	—	—	—	—	—	—	34,383,272,180	—
資本金	—	—	—	—	—	—	—	—	242,554,771	100.0
資本金	—	—	—	—	—	—	—	—	242,554,771	100.0
固有資本金	—	—	—	—	—	—	—	—	145,702,771	60.1
出資金	—	—	—	—	—	—	—	—	96,852,000	39.9
剰余金	—	—	—	—	—	—	—	—	1,405,045,232	100.0
資本剰余金	—	—	—	—	—	—	—	—	1,145,660,591	81.5
受贈財産評価額	—	—	—	—	—	—	—	—	1,032,356,710	73.5
補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	111,394,826	7.9
負担金等	—	—	—	—	—	—	—	—	1,909,055	0.1
利益剰余金	—	—	—	—	—	—	—	—	259,384,641	18.5
当年度未処分利益剰余金	—	—	—	—	—	—	—	—	259,384,641	18.5
資本合計	—	—	—	—	—	—	—	—	1,647,600,003	—
負債・資本合計	—	—	—	—	—	—	—	—	36,030,872,183	—

(7) 固定資産明細書

(単位：円(税抜き))

年度	当初 現在高	当年度		年度末 現在高	減価償却		年度末 償却未済高
		増加額	減少額		増加額	減少額	
R2	36,427,948,738	652,610,076	66,235,502	37,014,323,312	1,352,639,606	0	35,661,683,706

①有形固定資産明細書

(単位：円(税抜き))

資産の種類	年度当初 の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末 償却未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累計		
土地	1,230,397,880	16,616,697	0	1,247,014,577	0	0	0	1,247,014,577	
建物	1,206,850,786	0	0	1,206,850,786	31,011,790	0	31,011,790	1,175,838,996	
構築物	29,191,669,334	476,767,356	0	29,668,436,690	1,085,574,197	0	1,085,574,197	28,582,862,493	
機械及び装置	1,042,031,210	1,449,068	0	1,043,480,278	67,981,679	0	67,981,679	975,498,599	
車両運搬具	253,843	0	0	253,843	0	0	0	253,843	
工具、器具及び備品	8,252	0	0	8,252	0	0	0	8,252	
小計	32,671,211,305	494,833,121	0	33,166,044,426	1,184,567,666	0	1,184,567,666	31,981,476,760	
建設仮勘定	66,235,502	127,165,134	66,235,502	127,165,134	0	0	0	127,165,134	
合計	32,737,446,807	621,998,255	66,235,502	33,293,209,560	1,184,567,666	0	1,184,567,666	32,108,641,894	

②無形固定資産明細書

(単位：円(税抜き))

資産の種類	年度当初 の現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度 減価償却高	年度末現在高	備考
施設利用権	3,681,428,031	30,611,821	0	166,978,638	3,545,061,214	
ソフトウェア	6,073,900	0	0	1,093,302	4,980,598	
合計	3,687,501,931	30,611,821	0	168,071,940	3,550,041,812	

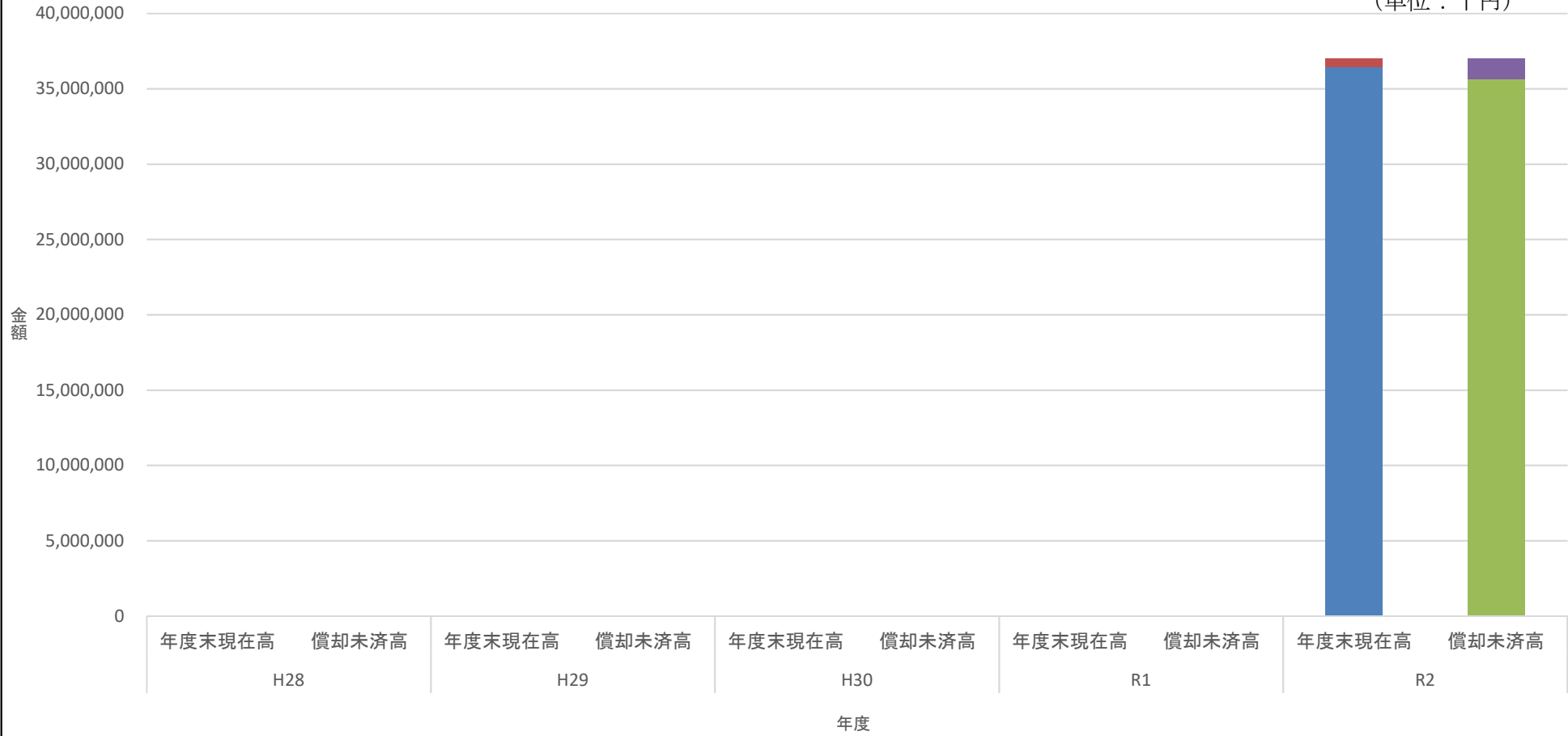
③投資その他資産明細書

(単位：円(税抜き))

資産の種類	年度当初 の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備考
その他投資	3,000,000	0	0	3,000,000	公益財団法人千葉県下水道公社出捐金
合計	3,000,000	0	0	3,000,000	

固定資産残高

(単位：千円)



■ 当初現在高 ■ 当年度増加額 ■ 年度末現在高 ■ 減価償却費

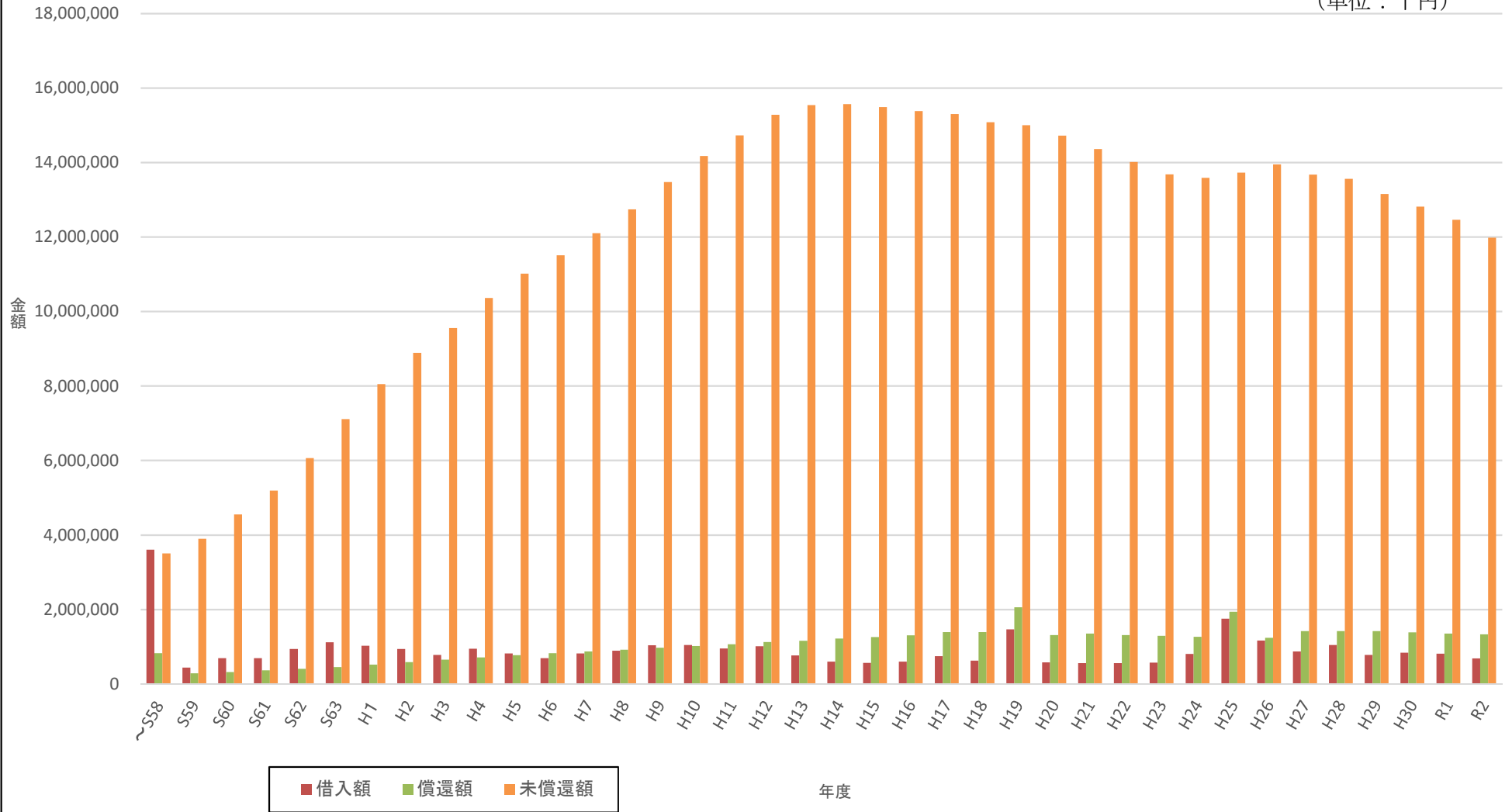
(8) 企業債償還表

(単位:千円)

年度	項目	借入額	償還額	償還内訳		未償還額
				元 金	利 息	
~S58		3,606,522	822,742	104,435	718,307	3,502,087
S59		434,500	282,409	37,169	245,240	3,899,418
S60		688,780	316,169	39,683	276,486	4,548,515
S61		692,300	365,127	54,204	310,923	5,186,611
S62		940,200	405,329	63,124	342,205	6,063,687
S63		1,116,700	454,073	72,915	381,158	7,107,472
H 1		1,021,300	514,209	79,688	434,521	8,049,084
H2		935,700	585,982	96,606	489,376	8,888,178
H3		779,800	652,049	113,021	539,028	9,554,957
H4		944,300	712,483	135,808	576,675	10,363,449
H5		814,600	772,376	163,516	608,860	11,014,533
H6		690,700	826,354	195,481	630,873	11,509,752
H7		817,800	873,533	225,763	647,770	12,101,789
H8		893,800	916,267	255,802	660,465	12,739,787
H9		1,037,900	969,114	301,067	668,047	13,476,620
H10		1,046,700	1,017,775	347,448	670,327	14,175,872
H11		950,700	1,066,358	398,771	667,587	14,727,801
H12		1,011,600	1,121,054	457,181	663,873	15,282,220
H13		763,700	1,154,561	501,633	652,928	15,544,287
H14		599,300	1,216,721	575,170	641,551	15,568,417
H15		564,400	1,259,653	643,973	615,680	15,488,844
H16		597,800	1,307,038	708,554	598,484	15,378,090
H17		742,600	1,391,678	819,368	572,310	15,301,322
H18		623,400	1,389,003	843,926	545,077	15,080,796
H19		1,463,000	2,058,181	1,540,432	517,749	15,003,364
H20		579,100	1,313,794	864,140	449,654	14,718,324
H21		558,600	1,350,805	918,541	432,264	14,358,383
H22		555,600	1,309,388	897,266	412,122	14,016,717
H23		567,700	1,288,243	899,757	388,486	13,684,660
H24		803,900	1,262,867	897,556	365,311	13,591,004
H25		1,749,600	1,939,415	1,612,805	326,610	13,727,799
H26		1,161,800	1,237,346	943,118	294,228	13,946,481
H27		871,300	1,420,047	1,139,886	280,161	13,677,895
H28		1,044,700	1,417,358	1,161,370	255,988	13,561,225
H29		780,000	1,419,943	1,187,593	232,350	13,153,632
H30		840,500	1,386,467	1,178,634	207,833	12,815,498
R1		813,040	1,351,297	1,166,821	184,476	12,461,717
R2		684,928	1,330,354	1,167,446	162,908	11,979,199
合計		34,788,870	40,477,562	22,809,671	17,667,891	11,979,199

企業債償還表

(単位：千円)



(9) 経営分析

項目	年度					算出基礎		説明	
	H28	H29	H30	R1	R2				
経営 の 健全 性 ・ 効 率 性 状 況	経常収支比率 (%)	—	—	—	—	$\frac{2,836,915\text{千円}}{2,555,555\text{千円}} \times 100$	111.0	$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$	維持管理費や支払利息等の費用が使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益によってどの程度賄えているかを表す割合。
	累積欠損金比率 (%)	—	—	—	—	$\frac{0\text{千円}}{1,415,526\text{千円}} \times 100$	0.0	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標。
	流動比率 (%)	—	—	—	—	$\frac{369,189\text{千円}}{1,115,380\text{千円}} \times 100$	33.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表す割合。
	企業債残高 対事業規模比率 (%)	—	—	—	—	$\frac{6,385,370\text{千円}}{1,354,871\text{千円}} \times 100$	471.3	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	企業債残高の規模を表す指標。
	経費回収率 (%)	—	—	—	—	$\frac{1,338,956\text{千円}}{1,635,573\text{千円}} \times 100$	81.9	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$	汚水処理費が使用料収入によってどの程度賄えているかを示す割合。
	汚水処理原価 (円/m ³)	137.4	152.2	152.9	152.7	$\frac{1,635,573\text{千円}}{10,875,351\text{m}^3} \times 1000$	150.4	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{有収水量}}$	有収水量1m ³ あたりの汚水処理費であり、下水道事業に係る費用水準を示す指標。
	水洗化率 (%)	99.2	98.8	98.7	98.9	$\frac{110,217\text{人}}{111,313\text{人}} \times 100$	99.0	$\frac{\text{水洗便所設置済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。
老朽 化 の 状 況	有形固定資産 減価償却率 (%)	—	—	—	—	$\frac{1,184,568\text{千円}}{31,919,030\text{千円}} \times 100$	3.7	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度を表す割合。
	管渠老朽化率 (%)	—	—	—	—	$\frac{39.38\text{km}}{378\text{km}} \times 100$	10.4	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を示した指標で、管渠の老朽化度合いを示す割合。
	管渠改善率 (%)	—	—	—	—	$\frac{0\text{km}}{378\text{km}} \times 100$	0.0	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	更新した管渠延長の割合を表した指標。

VII 災害対策

1. 下水道施設の地震対策

本市を含む関東地域における大地震は、1600年以降、マグニチュード8クラスで1703年の元禄関東地震、1923年の関東大震災が発生しています。マグニチュード7クラスでは1855年の安政江戸地震や1894年の明治東京地震など数回発生しています。

また、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）において、本市では震度5弱を記録し、家屋被害として874件の被害、また、布佐地区などの低地で液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路や地下埋設管などに大きな被害をもたらしました。

(1) 我孫子市下水道総合地震対策計画

本市の下水道施設は1980年以前に整備された路線が多く、所定の耐震性能を有していないため、緊急的な耐震対策が必要となったことから、平成21年8月に「我孫子市下水道総合地震対策計画」を国土交通省の同意を得て策定し、広域避難場所などから排水を受ける管路、道路管理者の指定する緊急輸送道路を占有する管路、河川・軌道横断等災害時に周辺への二次災害を誘発する恐れのある管路について、本計画に基づき総合地震対策事業を実施しています。

①下水道総合地震対策計画の経緯

計画期間	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	備考
	H21. 4. 1 から H26. 3. 31	H26. 4. 1 から H31. 3. 31	H31. 4. 1 から R6. 3. 31	
計画目標	M7. 3	M7. 3	M6. 9	
防災対策				
マンホール浮上防止				
箇所	249	282	265	
延長 (m)	10, 133	10, 496	8, 900	
マンホールトイレ設置				
箇所	8	8	4	
数量 (基)	62	62	32	
減災対策				
<ul style="list-style-type: none"> ・中継ポンプ場を備蓄倉庫としての有効利用 ・我孫子市下水道BCPに基づく防災訓練の実施 ・重要情報の保管およびバックアップの実施 ・可搬式ポンプや仮配管等復旧資機材の調達方法の確保 ・被災時に調達できない復旧資機材の備蓄 ・関係部局と連携したマンホールトイレ・仮設トイレ用資機材の調達方法の確保および必要な備蓄 ・我孫子市建設業会との災害時における協力に関する協定の締結 				減災対策は、我孫子市地域防災計画に基づき、我孫子市市民安全課が主体となって行う事業

(2) 令和2年度末地震対策実施状況

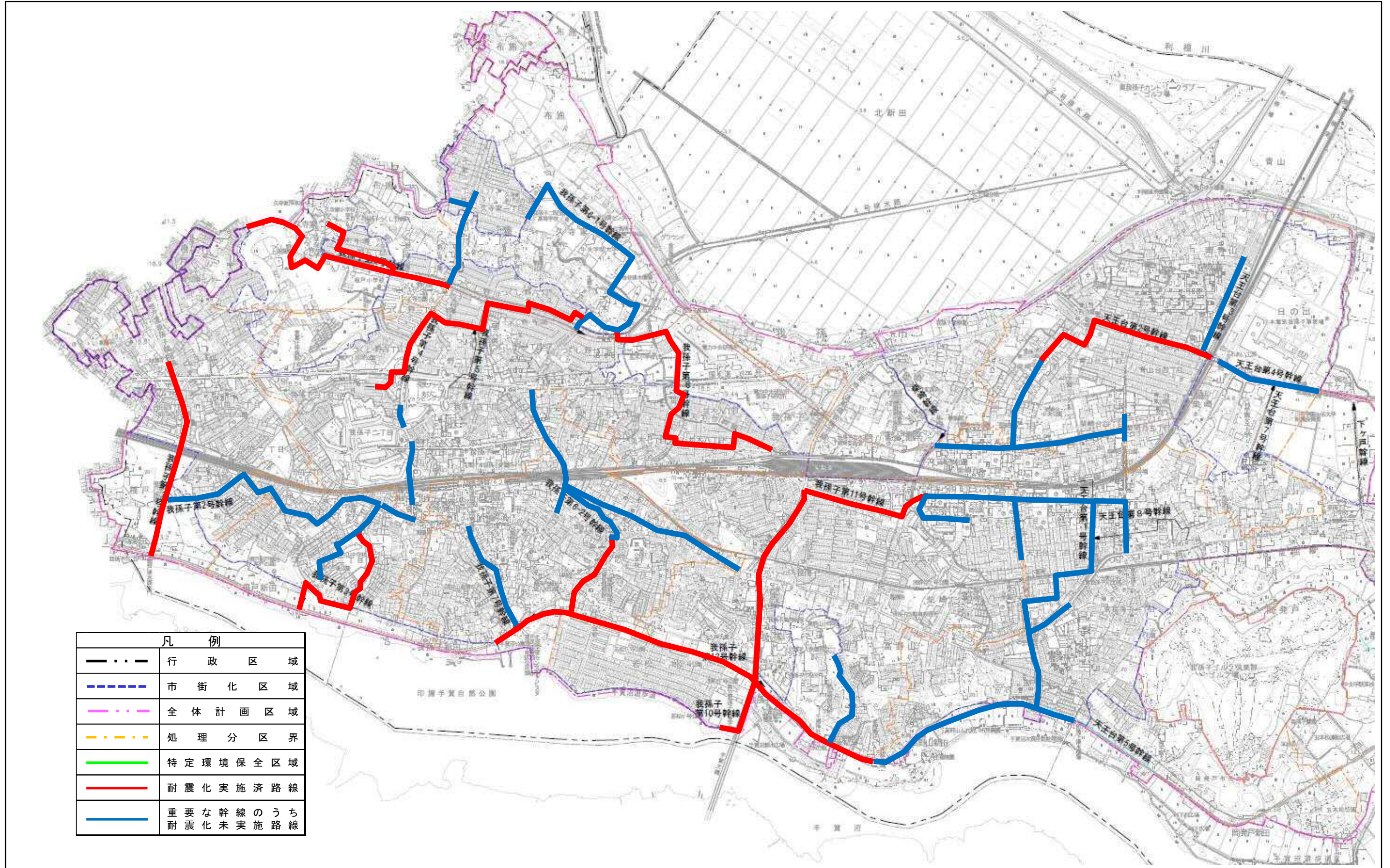
項目	数値	備考
重要な管渠延長 (A)	50, 177. 77m	
令和2年度末耐震化実施済延長 (B)	19, 011. 52m	
耐震化実施率 (B/A)	37. 9%	
マンホールトイレ設置予定数 (C)	95基	
マンホールトイレ設置済数 (D)	23基	
マンホールトイレ設置率 (D/C)	24. 2%	

(3) 耐震化実施状況

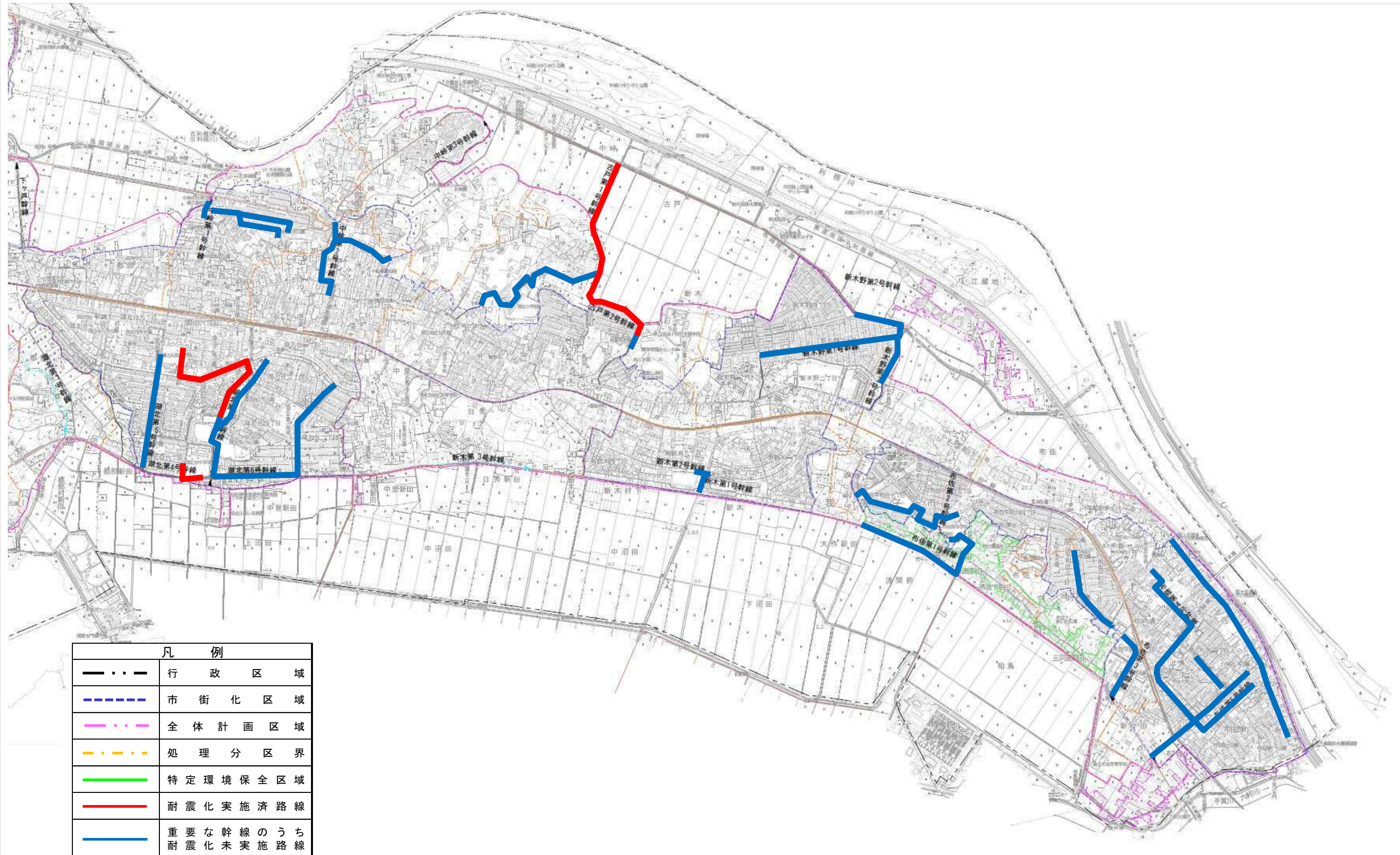
(単位：m)

項目		年度				
		H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
重要な管渠延長 (A)		50,177.77	50,177.77	50,177.77	50,177.77	50,177.77
耐 震 化 実 施 済 延 長	柏第6処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第1処理分区	992.72	992.72	992.72	992.72	992.72
	第2処理分区	1,247.72	1,247.72	1,247.72	1,247.72	1,247.72
	第3処理分区	1,064.76	1,064.76	1,421.51	1,421.51	1,421.51
	第4処理分区	3,948.61	3,948.61	4,552.66	4,552.66	4,552.66
	第5処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第6処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第7処理分区	237.96	237.96	237.96	237.96	237.96
	第8-1処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第8-2処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第9-1処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第9-2処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第10処理分区	1,958.07	1,958.07	1,958.07	1,958.07	2,810.91
	北部第1処理分区	369.65	1,721.21	1,721.21	1,721.21	1,721.21
	北部第2処理分区	149.33	1,633.34	3,472.88	3,472.88	3,472.88
	北部第3処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	北部第4処理分区	1,237.51	1,237.51	1,237.51	1,237.51	1,237.51
	北部第5処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	北部第6処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	北部第7処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
北部第8処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
北部第9処理分区	1,316.44	1,316.44	1,316.44	1,316.44	1,316.44	
北部第10処理分区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計 (B)		12,522.77	15,358.34	18,158.68	18,158.68	19,011.52
耐震化実施率 (%) (B/A)		25.0	30.6	36.2	36.2	37.9

耐震化実施箇所図（我孫子・天王台地区）



耐震化実施箇所図（湖北・新木・布佐地区）



2. 下水道事業業務継続計画

災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難であり、平時から災害に備えるため、また、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、「下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」を策定し、運用を行っています。

災害発生時の業務継続戦略総括表

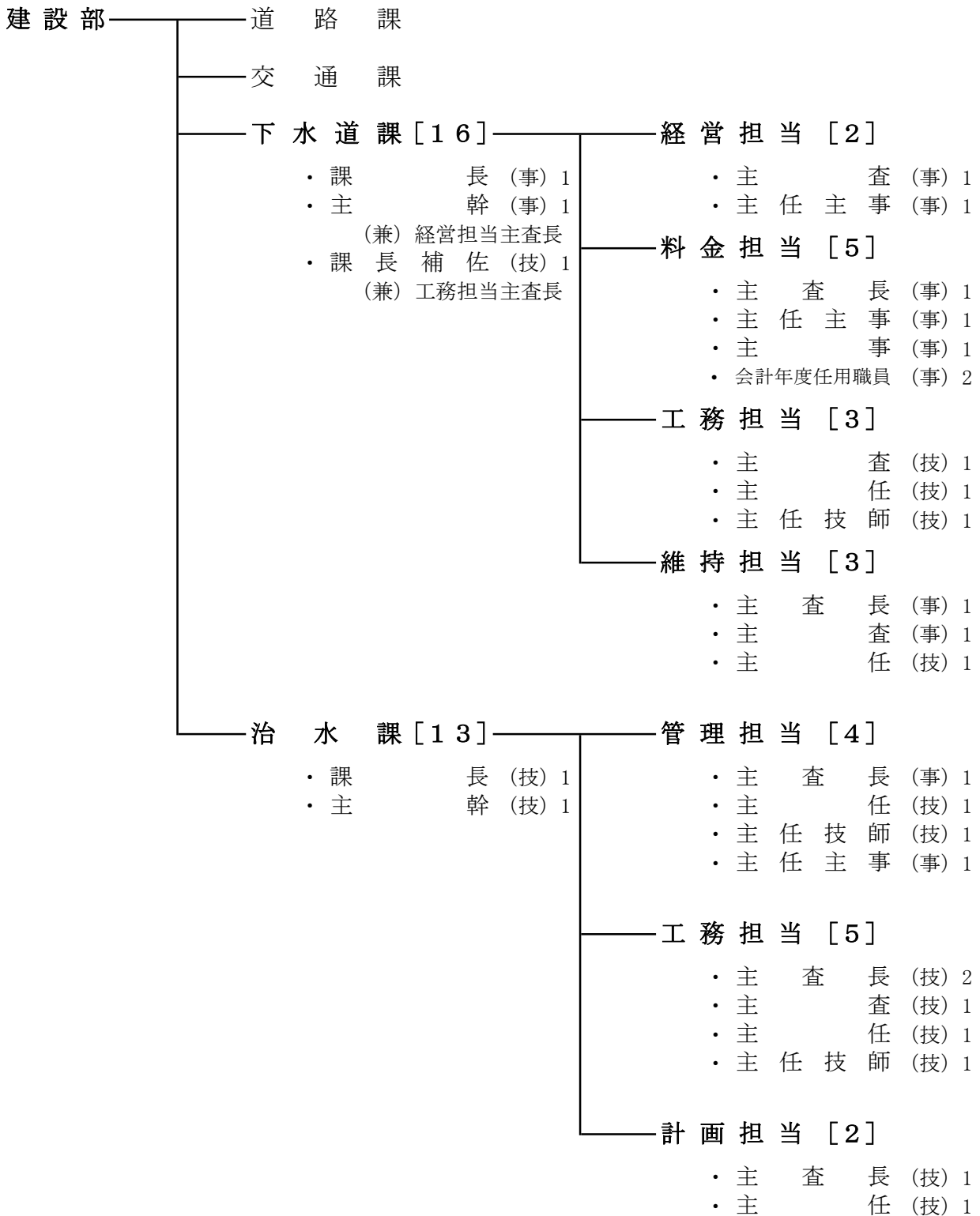
事項	説明		
対象災害と発動基準	下水道BCPの発動基準は、全庁BCPと整合を図り次のとおりとする。 大規模な地震の発生等により、市災害対策本部が設置され、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。 ■災害対策本部設置基準 ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置・自動配備） イ その他の状況により市長が必要と認めたとき		
対応体制	下水道対策本部を設置。本部長は建設部長、副本部長は下水道課長及び治水課長とする。 班編成：総務班、調査班、復旧班を置く。 市内に震度5弱以上の地震が発生した、または、大雨・洪水警報等が想定されるときは、各班長は状況を確認し、本部長、副本部長、関係部局へ状況を報告する。なお、班長が状況確認に時間を要する場合、班員が状況を確認し、班長へ報告する。		
対応拠点	下水道課及び治水課に下水道対策本部を置く。 同課が使用できない場合、災害対策本部長またはその代理の判断により、消防本部庁舎大会議室に代替拠点を置く。		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	下水道対策本部立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、下水道対策本部を立上げ。	発災直後
	職員等の安否確認	職員等の参集状況、安否確認。	下水道対策本部設置直後
	関係部局及び民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等。処理場の被害状況の確認。	下水道対策本部設置後速やかに
	被害状況等の情報収集と情報発信	把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について市災害対策本部へ報告。	発災後1日以内に降、随時
	緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止に伴う調査を実施。	発災後2日以内
	緊急調査（0次調査）	重要な幹線等の目視調査を実施。	発災後2日以内
	浸水対策（降雨が予想される場合）	雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復。 雨水溢水に対する緊急措置を実施。 仮設ポンプ等の手配を実施。	発災後3日以内
	1次調査	人孔蓋を開けて調査を実施。	発災後3日から7日以内
	汚水溢水の解消	汚水が溢水している場所に仮設ポンプ、仮設配管等を配置。	発災後3日から14日以内
	支援要請	千葉県や協定自治体等へ支援要請。	発災後3日から14日以内
応急復旧	汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ、仮設配管等を配置。	発災後3日から30日以内	

3. 災害協定

協定	締結先	内容	備考
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	東葛飾8市1町	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定	県内市町村	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
我孫子市及び取手市災害時相互応援に関する協定	取手市	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
大和市・我孫子市災害時相互応援協定書	神奈川県大和市	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
足利市・我孫子市災害時相互応援協定書	栃木県足利市	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
山形県金山町・我孫子市災害時相互応援協定書	山形県金山町	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
災害時における相互応援協定書	茨城県つくば市	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	北茨木市他 計64市町村	職員の派遣、物資の提供など	市民安全課
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	原子力災害発生時の広域避難	市民安全課
地震・風水害・その他災害応急業務に関する協定	我孫子電設協同組合	電気設備等の応急対策活動	市民安全課
協定書	千葉県石油商業協同 組合我孫子支部	ガソリンの供給	市民安全課
災害応急復旧工事等に関する協定書	我孫子市建設業会	応急対策活動	市民安全課
災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	東葛環境整備事業協 同組合	調査、清掃、応急復旧対応	下水道課
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株) アクティオ	資機材（発電機）の提供	治水課 下水道課

VIII 組織及び人員

1. 建設部下水道課・治水課の構成 (令和3年3月31日現在)



職名 所属	課長	主幹	課 補	長 佐	主査長	主査	主任	主任 技師	主任 主事	主事	会計年度 任用職員	合 計
下水道課	1	1	1		2	3	2	1	2	1	2	16
治水課	1	1	0		4	1	3	2	1	0	0	13

※正職員の内訳 (下水道課：事務職 9人、技術職 5人 ・ 治水課：事務職 2人、技術職 1 1人)

2. 事務分掌

区	分	事務の概目
建設部下水道課	経営担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業の計画に関する事。 ・ 流域下水道との調整及び協議に関する事。 ・ 区域外流入に関する事。 ・ 公共下水道事業審議会に関する事。 ・ 公共下水道事業の経営及び分析に関する事。 ・ 下水道使用料等の改定に関する事。 ・ 予算及び決算に関する事。 ・ 会計監査に関する事。 ・ 下水道事業年報に関する事。 ・ 公金の出納その他の会計事務に関する事。 ・ 国及び県補助金並びに起債に関する事。 ・ 固定資産の取得、管理、処分及び減価償却に関する事。 ・ 出納取扱金融機関等に関する事。
	料金担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用者の管理に関する事。 ・ 下水道使用料の賦課及び調定に関する事。 ・ 下水道使用料の徴収及び滞納処分に関する事。 ・ 受益者負担金の賦課及び調定に関する事。 ・ 受益者負担金の徴収及び滞納処分に関する事。 ・ 公共下水道の供用開始手続に関する事。
	工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の設計及び工事に関する事。 ・ 公共下水道工事に伴う物件補償に関する事。 ・ 公共下水道の竣工検査に関する事。 ・ 開発行為等における公共下水道の協議及び調整に関する事。
	維持担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道台帳の整備に関する事。 ・ 管渠の改修に関する事。 ・ 汚水公共柵の設置及び竣工検査に関する事。 ・ 公共下水道の維持管理に関する事。 ・ 水質規制及び調査に関する事。 ・ 地域下水処理場に係る管渠の維持管理に関する事。 ・ 水洗化普及促進に関する事。 ・ 排水設備の工事申請及び検査に関する事。 ・ 下水道排水設備指定工事店に関する事。

区 分		事務の概目
建設部治水課	工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川及び幹線排水路等の設計及び工事に関する事。 ・ 準用河川及び幹線排水路等の災害復旧工事に関する事。 ・ 竣工検査に関する事。 ・ 工事に伴う補償に関する事。
	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川管理機関との連絡調整に関する事。 ・ 準用河川の指定に関する事。 ・ 準用河川、幹線排水路及び排水機場等の排水施設の維持管理に関する事。 ・ 準用河川の占用許可及び幹線排水路等の使用許可に関する事。 ・ 雨水流出抑制の指導に関する事。 ・ 開発行為等に伴う用地取得及び登記に関する事。 ・ 水防計画に関する事。 ・ 雨水貯留タンク設置補助金に関する事。
	計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川及び幹線排水路等の整備に係る調査、調整及び計画に関する事。 ・ 公共下水道事業（雨水）の計画に関する事。 ・ 国及び県補助金並びに起債に関する事。 ・ 用地取得に関する事。

資 料

1. 令和2年度末整備状況（日本人+外国人）

令和3年3月31日 住民基本台帳人口 ① 131,559 人

上段：面積（ha） 下段：人口（人） x/y：比率（%）

処理区分名	②全体計画	③事業計画	④整備済累計	④/② 全体計画整備率	④/③ 事業計画整備率	④/① 人口整備率	⑤供用開始済	⑤/③ 供用開始率	⑤/① 人口普及率	⑥水洗化人口	⑥/⑤ 水洗化率
柏 第 6	8.00 510	8.00 506	8.00 633	100.0 124.1	100.0 125.1		8.00 633	100.0 125.1		629	99.4
我孫子第 1	91.00 5,610	67.55 5,558	50.24 5,636	55.2 100.5	74.4 101.4		50.24 5,636	74.4 101.4		5,636	100.0
我孫子第 2	56.00 4,140	46.00 4,069	45.35 3,813	81.0 92.1	98.6 93.7		45.35 3,813	98.6 93.7		3,813	100.0
我孫子第 3	109.20 8,880	108.00 8,862	108.68 9,382	99.5 105.7	100.6 105.9		108.68 9,382	100.6 105.9		9,382	100.0
我孫子第 4	199.65 18,260	185.11 17,925	164.03 14,804	82.2 81.1	88.6 82.6		164.03 14,804	88.6 82.6		14,804	100.0
我孫子第 5	188.33 10,450	150.21 8,546	119.41 10,267	63.4 98.2	79.5 120.1		119.41 10,267	79.5 120.1		10,244	99.8
我孫子第 6	59.70 210	0.00 0	0.00 0	0.0 0.0			0.00 0			0	
我孫子第 7	149.50 14,020	144.00 13,955	144.00 11,844	96.3 84.5	100.0 84.9		144.00 11,844	100.0 84.9		11,844	100.0
我孫子第 8-1	68.60 720	0.00 0	0.00 0	0.0 0.0			0.00 0			0	
我孫子第 8-2	65.30 2,880	58.30 2,868	55.80 4,360	85.5 151.4	95.7 152.0		55.80 4,360	95.7 152.0		4,360	100.0
我孫子第 9-1	66.80 3,790	49.21 3,791	51.95 2,290	77.8 60.4	105.6 60.4		51.95 2,290	105.6 60.4		2,284	99.7
我孫子第 9-2	49.60 3,350	33.31 3,344	30.74 2,217	62.0 66.2	92.3 66.3		30.74 2,217	92.3 66.3		2,201	99.3
我孫子第 10	131.10 6,670	104.00 6,362	101.16 4,843	77.2 72.6	97.3 76.1		100.52 4,813	96.7 75.7		4,804	99.8
我孫子北部第 1	55.60 3,000	22.40 2,689	21.27 2,353	38.3 78.4	95.0 87.5		21.27 2,353	95.0 87.5		2,318	98.5
我孫子北部第 2	277.30 21,220	167.22 19,573	141.19 22,217	50.9 104.7	84.4 113.5		141.19 22,217	84.4 113.5		22,180	99.8
我孫子北部第 3	60.10 1,350	23.00 933	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0		0.00 0	0.0 0.0		0	
我孫子北部第 4	195.52 7,940	181.30 9,359	146.51 8,375	74.9 105.5	80.8 89.5		146.51 8,375	80.8 89.5		8,339	99.6
我孫子北部第 5	57.80 1,100	34.00 1,081	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0		0.00 0	0.0 0.0		0	
我孫子北部第 6	57.50 3,410	50.50 3,394	33.85 2,419	58.9 70.9	67.0 71.3		33.85 2,419	67.0 71.3		2,028	83.8
我孫子北部第 7	66.80 3,340	50.18 2,868	29.94 1,267	44.8 37.9	59.7 44.2		29.16 1,234	58.1 43.0		702	56.9
我孫子北部第 8	67.40 1,480	5.80 476	0.00 0	0.0 0.0	0.0 0.0		0.00 0	0.0 0.0		0	
我孫子北部第 9	143.40 5,400	89.95 4,813	12.64 1,225	8.8 22.7	14.1 25.5		12.64 1,225	14.1 25.5		1,224	99.9
我孫子北部第 10	109.80 5,970	75.50 5,201	66.96 3,431	61.0 57.5	88.7 66.0		66.96 3,431	88.7 66.0		3,425	99.8
合 計	2,334.00 133,700	1,653.54 126,173	1,331.72 111,376	57.1	80.5	84.7	1,330.30 111,313	80.5	84.6	110,217	99.0

2. 年度別整備状況

(1) 整備面積・整備人口、処理面積・処理人口・水洗化人口

整備面積

(単位：ha)

流域	年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	全体計画面積	2,334.00	2,334.00	2,334.00	2,334.00	2,334.00
域	下水道法事業計画面積	1,653.54	1,653.54	1,653.54	1,653.54	1,653.54
	公共下水道①	1,283.56	1,299.14	1,305.35	1,312.50	1,315.30
関	特定環境保全 公共下水道②	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42
	合計(①+②)	1,299.98	1,315.56	1,321.77	1,328.92	1,331.72
連	全体計画に対する 整備率(%)	55.7	56.4	56.6	56.9	57.1
	下水道法事業計画 に対する整備率(%)	78.6	79.6	79.9	80.4	80.5

整備人口

(単位：人)

流域	年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	公共下水道	110,233	111,231	111,306	111,317	110,924
関	特定環境保全 公共下水道	468	470	462	460	452
	合計	110,701	111,701	111,768	111,777	111,376

処理面積

(単位：ha)

流域	年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	公共下水道	1,274.78	1,287.81	1,292.29	1,297.87	1,313.88
関	特定環境保全 公共下水道	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42
	合計	1,291.20	1,304.23	1,308.71	1,314.29	1,330.30

処理人口

(単位：人)

流域	年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	住民基本台帳人口	132,401	132,231	132,167	132,002	131,559
域	公共下水道③	110,077	110,800	111,154	111,207	110,861
	特定環境保全 公共下水道④	468	470	462	460	452
関	合計(③+④)	110,545	111,270	111,616	111,667	111,313
	普及率(%)	83.5	84.1	84.5	84.6	84.6

水洗化人口

(単位：人)

流域	年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	公共下水道	109,261	109,567	109,808	110,064	109,823
関	特定環境保全 公共下水道	403	407	399	399	394
	合計	109,664	109,974	110,207	110,463	110,217
連	水洗化率(%)	99.2	98.8	98.7	98.9	99.0

※外国人を含む。

(2) 自然流域別の手賀沼側における下水道整備状況

整備面積

(単位：ha)

自然流域別	年 度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	自然流域内面積	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00
	整備面積	717.48	729.39	732.79	736.68	737.56
	自然流域内面積に対する整備率(%)	61.3	62.3	62.6	62.9	63.0

整備人口

(単位：人)

自然流域別	年 度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	自然流域内人口	65,761	65,477	65,445	65,164	64,546
	整備人口	56,326	56,669	56,913	56,990	56,888
	整備率(%)	85.7	86.5	87.0	87.5	88.1

処理面積

(単位：ha)

自然流域別	年 度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	自然流域内面積	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00
	処理面積	717.48	729.39	732.79	736.68	737.56
	整備率(%)	61.3	62.3	62.6	62.9	63.0

処理人口・水洗化人口

(単位：人)

自然流域別	年 度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	自然流域内人口	65,761	65,477	65,445	65,164	64,546
	処理人口	56,326	56,669	56,913	56,990	56,888
	水洗化人口	56,061	56,231	56,430	56,541	56,508
	普及率(%)	85.7	86.5	87.0	87.5	88.1
	水洗化率(%)	99.5	99.2	99.2	99.2	99.3

※全体計画2,334haのうち、1,171haが手賀沼側の自然流域内面積である。

※外国人を含む。

(3) 指定湖沼（手賀沼）の指定地域における下水道整備状況

整備面積

(単位：ha)

指定湖沼地域	年 度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	指定地域内面積	835.00	835.00	835.00	835.00	835.00
	整備面積	504.10	504.10	507.01	509.46	509.60
	指定地域内面積に対する整備率(%)	60.4	60.4	60.7	61.0	61.0

整備人口

(単位：人)

指定湖沼地域	年 度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	指定地域内人口	47,824	47,703	47,680	47,624	47,464
	整備人口	43,573	43,493	43,864	44,105	44,300
	整備率(%)	91.1	91.2	92.0	92.6	93.3

処理面積

(単位：ha)

指定湖沼地域	年 度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	指定地域内面積	835.00	835.00	835.00	835.00	835.00
	処理面積	504.10	504.10	507.01	509.46	509.60
	整備率(%)	60.4	60.4	60.7	61.0	61.0

処理人口・水洗化人口

(単位：人)

指定湖沼地域	年 度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
	指定地域内人口	47,824	47,703	47,680	47,624	47,464
	処理人口	43,573	43,493	43,864	44,105	44,300
	水洗化人口	43,567	43,493	43,820	44,068	44,288
	普及率(%)	91.1	91.2	92.0	92.6	93.3
	水洗化率(%)	100.0	100.0	99.9	99.9	100.0

※全体計画2,334haのうち、835haが指定地域内面積である。

※外国人を含む。

(4) 特定環境保全公共下水道整備状況

	面積 (h a)	計画人口 (人)
都市計画決定	44	770
下水道法事業計画	16.42	560

事業費

(単位：百万円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
補助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
起債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

整備面積

(単位：ha)

	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
我孫子第9-1処理分区	9.78	9.78	9.78	9.78	9.78
我孫子第9-2処理分区	6.64	6.64	6.64	6.64	6.64
計	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42

整備人口

(単位：人)

	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
計	468	470	462	460	452

処理面積

(単位：ha)

	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
我孫子第9-1処理分区	9.78	9.78	9.78	9.78	9.78
我孫子第9-2処理分区	6.64	6.64	6.64	6.64	6.64
計	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42

処理人口

(単位：人)

	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
計	468	470	462	460	452

水洗化人口

(単位：人)

	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
計	403	407	399	399	394

管渠延長

(単位：m)

	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
我孫子第9-1処理分区	2,815.60	2,815.60	2,815.60	2,815.60	2,815.60
我孫子第9-2処理分区	1,370.12	1,370.12	1,370.12	1,370.12	1,370.12
計	4,185.72	4,185.72	4,185.72	4,185.72	4,185.72

※外国人を含む。

3. 年度別事業費

(単位：千円)

	補助	起債	計	汚水	雨水	計	管渠	ポンプ場	計	うち緊特分
S47年度	12,500		12,500	12,500		12,500		(用地) 12,500	12,500	
S48年度	25,000		25,000		25,000	25,000	25,000		25,000	
S49年度	50,000		50,000		50,000	50,000	50,000		50,000	
S50年度	50,000	20,000	70,000	20,000	50,000	70,000	70,000		70,000	
S51年度	55,000	20,000	75,000	20,000	55,000	75,000	75,000		75,000	
S52年度	80,000	50,000	130,000	58,000	72,000	130,000	130,000		130,000	
S53年度	125,000	100,000	225,000	152,000	73,000	225,000	225,000		225,000	
S54年度	150,000	180,000	330,000	220,000	110,000	330,000	330,000		330,000	
S55年度	235,000	320,000	555,000	431,000	124,000	555,000	555,000		555,000	
S56年度	220,000	277,500	497,500	365,500	132,000	497,500	497,500		497,500	
S57年度	360,000	218,100	578,100	398,100	180,000	578,100	578,100		578,100	
S58年度	325,500	320,000	645,500	645,500		645,500	645,500		645,500	
S59年度	290,000	296,400	586,400	586,400		586,400	586,400		586,400	
S60年度	430,000	370,000	800,000	776,000	24,000	800,000	800,000		800,000	
S61年度	554,000	350,000	904,000	904,000		904,000	904,000		904,000	
S62年度	402,000	632,000	1,034,000	1,034,000		1,034,000	934,000	久寺家 { 100,000	1,034,000	
S63年度	535,000	622,000	1,157,000	1,157,000		1,157,000	877,100	279,900	1,157,000	
H1年度	584,000	588,000	1,172,000	1,172,000		1,172,000	1,090,000	青 山 { 82,000	1,172,000	
H2年度	580,000	500,000	1,080,000	1,080,000		1,080,000	920,000	160,000	1,080,000	
H3年度	710,000	470,000	1,180,000	1,180,000		1,180,000	1,180,000		1,180,000	
H4年度	710,000	400,000	1,110,000	1,110,000		1,110,000	1,110,000		1,110,000	
H5年度	400,000	418,000	818,000	818,000		818,000	818,000		818,000	
H6年度	120,000	410,000	530,000	530,000		530,000	530,000		530,000	
H7年度	370,000	370,000	740,000	740,000		740,000	740,000		740,000	
H8年度	370,000	540,000	910,000	910,000		910,000	910,000		910,000	40,000
H9年度	420,000	530,000	950,000	950,000		950,000	950,000		950,000	90,000
H10年度	486,000	500,000	986,000	986,000		986,000	986,000		986,000	97,000
H11年度	460,000	500,000	960,000	960,000		960,000	960,000		960,000	110,000
H12年度	466,000	400,000	866,000	866,000		866,000	866,000		866,000	69,000
H13年度	433,000	300,000	733,000	733,000		733,000	733,000		733,000	
H14年度	336,000	270,000	606,000	606,000		606,000	606,000		606,000	
H15年度	170,000	219,000	389,000	330,000	59,000	389,000	389,000		389,000	
H16年度	138,000	254,700	392,700	392,700		392,700	392,700		392,700	
H17年度	193,200	157,100	350,300	350,300		350,300	350,300		350,300	
H18年度	110,000	192,300	302,300	302,300		302,300	302,300		302,300	
H19年度	66,000	112,200	178,200	178,200		178,200	178,200		178,200	
H20年度	100,000	92,000	192,000	192,000		192,000	192,000		192,000	

(単位：千円)

	補 助	起 債	計	汚 水	雨 水	計	管 渠	ポ ン プ 場	計	うち緊特分
H21年度	203,000	52,600	255,600	255,600		255,600	255,600		255,600	
H22年度	192,000	60,000	252,000	172,000	80,000	252,000	178,000	(布佐) 74,000	252,000	
H23年度	530,100	0	530,100	140,800	389,300	530,100	154,800	(布佐) 375,300	530,100	
H24年度	825,200	0	825,200	299,200	526,000	825,200	494,200	(布佐) 331,000	825,200	
H25年度	884,600	0	884,600	306,080	578,520	884,600	458,800	(布佐) 425,800	884,600	
H26年度	993,760	0	993,760	235,780	757,980	993,760	342,560	(布佐) 651,200	993,760	
H27年度	906,200	0	906,200	302,200	604,000	906,200	906,200		906,200	
H28年度	674,250	0	674,250	258,000	416,250	674,250	674,250		674,250	
H29年度	571,000	53,820	624,820	146,800	478,020	624,820	624,820		624,820	
H30年度	421,380	244,950	666,330	103,700	562,630	666,330	666,330		666,330	
R1年度	300,300	26,480	326,780	82,140	244,640	326,780	326,780		326,780	
R2年度	299,197	165,353	464,550	168,624	295,926	464,550	464,550		464,550	
合 計	17,622,990	11,437,150	29,060,140	23,468,800	5,591,340	29,060,140	26,568,440	2,491,700	29,060,140	406,000

4. 排水基準項目

分析項目		単位	排水基準	備考
法令項目	水温	℃	45 未満	
	水素イオン濃度 (PH)	—	5を超え9未満 (5.8を超え8.6未満)	水素指数
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	600 未満	
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	600 未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱物油	mg/ℓ	5 以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油	mg/ℓ	30 以下	
	沃素消費量	mg/ℓ	220 未満	
	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.01 以下	
	シアン化合物	mg/ℓ	検出されないこと	
	有機燐化合物	mg/ℓ	検出されないこと	
	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1 以下	
	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05 以下	
	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.05 以下	
	全水銀及びそのアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0005 以下	
	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1 以下	
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2 以下	
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02 以下	
	チウラム	mg/ℓ	0.06 以下	
	シマジン	mg/ℓ	0.03 以下	
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2 以下	
	ベンゼン	mg/ℓ	0.1 以下	
	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1 以下	
	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	10 以下	
	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	8 以下	
	フェノール類	mg/ℓ	0.5 以下	
	銅及びその化合物	mg/ℓ	1 以下	
	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2 以下	
	鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/ℓ	5 以下	
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/ℓ	5 以下	
	クロム及びその化合物	mg/ℓ	1 以下	
	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	mg/ℓ	380 未満	
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10 pg-TEQ/ℓ以下		

5. 特定施設一覧

事業場名	業種	所在地	日平均排水量 (m ³ /日)	使用開始 年月日	備 考
キグナス石油 レイクサイド北柏SS	ガソリンスタンド	根戸新田72-1	5.5	H7.6.28	
レストラン宝島	飲食業	台田3-1-40	5.0	H6.2.20	
ジョリーバスタ我孫子店	飲食業	台田4-1-38	3.0	H12.10.17	
オオツカ・クリナーズ	洗濯業	湖北台10-6-14	1.0	S57.8.31	
スタジオdig	写真現像焼付業	湖北台8-18-10	0.5	S61.9.30	
我孫子市水道局 湖北台浄水場	水道施設	湖北台9-3-6	30.0	H7.9.27	
飯塚歯科医院	歯科医院	湖北台6-10-5	0.5	S63.11.4	
レストラン・バーミヤン	飲食業	湖北台8-7-14	17.5	H8.12.6	
㈱ 大京フーズ	飲食業	湖北台1-18-23	19.5	H12.3.14	
我孫子市休日診療所	診療所	湖北台1-12-17	0.1	H12.2.1	
つくばね会	社会福祉法人	都部新田字芝原下37-2	1.6	H16.4.1	
我孫子市立湖北台西小学校	給食施設	湖北台8-17-1	45.0	S58.10.25	
我孫子市立湖北台東小学校	給食施設	湖北台4-3-1	45.0	S63.7.4	
我孫子市立湖北台中学校	給食施設	湖北台6-9-1	40.0	S63.8.1	
ゆきさき歯科	歯科医院	柴崎台5-5-7	0.6	H11.9.30	
我孫子聖仁会病院	病院	柴崎1300	90.0	H18.9.23	
老人ホーム れんげの里	福祉施設	柴崎台4-13-13	20.0	H20.5.1	
イルヤ歯科クリニック	歯科医院	柴崎台2-11-13	1.5	H11.7.8	
コピアン	飲食業	本町2-2793-1	1.5	H15.5.22	
葵の園 あびこ	福祉施設	柴崎137-1	30.0	H19.2.26	
(財)電力中央研究所 我孫子研究所	研究所	我孫子1646	150.0	H13.1.16	
小林歯科	歯科医院	つくし野1-1-22	0.5	H1.5.18	
高橋歯科クリニック	歯科医院	並木7-3-32	0.5	H9.4.12	
アビコ外科整形外科病院	病院	我孫子4-22-22	13.0	H11.9.5	
夢庵 我孫子北店	飲食業	我孫子4-38-23	6.6	H11.12.25	
山新豆腐店	豆腐製造業	布佐1-7-14	3.0	S62.1.19	
香取屋旅館	旅館業	布佐2280-1	1.8	S61.4.14	
やまつね食品㈱	みそ製造	都12-21	7.0	S63.10.17	
㈲宮内建材店	生コン製造	都18-4	1.0	S63.12.13	
七重屋クリーニング	洗濯業	布佐3070	2.0	H6.12.1	
伊丹屋製麺工場	麺類製造	布佐3265	0.5	S63.10.14	
我孫子市立布佐小学校	給食施設	布佐1217	40.0	H4.6.20	
中村歯科	歯科医院	布佐2462	1.0	H3.2.13	
我孫子市立布佐中学校	給食施設	布佐1301	40.0	H9.3.28	
グループホームじょんから	福祉施設	布佐字下町3078-9	1.2	H16.8.13	
平和台歯科	歯科医院	布佐2212-1	1.0	S63.5.1	
特別養護老人ホーム アコモード	社会福祉施設	布佐1559-2	25.0	H8.10.12	
平和ヘルスケア	社会福祉施設	布佐2195	23.0	H19.1.15	
我孫子市立布佐南小学校	給食施設	布佐平和台5-1-1	19.0	S58.4.1	
斉藤クリーニング	洗濯業	東我孫子2-34-15	0.5	S60.10.4	
クリーニングロイヤル白洋舎	洗濯業	東我孫子1-4-14	1.0	S63.2.28	
出光興産㈱	ガソリンスタンド	高野山47-1	5.0	H5.8.15	
東我孫子歯科医院	歯科医院	天王台3-1-13	0.5	H4.9.9	
しばさき歯科医院	歯科医院	柴崎台1-7-3	0.5	H4.6.12	
我孫子郵便局	郵便局	天王台6-8-15	7.3	S63.2.28	
我孫子市立我孫子中学校	給食施設	高野山537	45.0	H2.2.13	
富樹旅館	旅館業	寿2-22-19	0.2	H2.1.9	
夢庵 我孫子若松店	飲食業	寿2-24-9	26.0	H5.8.10	

事業場名	業種	所在地	日平均排水量 (m ³ /日)	使用開始 年月日	備 考
我孫子東邦病院	病院	我孫子1851	60.0		
千葉トヨタ自動車販売(株) 我孫子店	自動車販売	若松163-1	0.5	S61.5.19	
ネットヨタ千葉(株)	自動車販売	若松163-13	1.6	S61.5.19	
千都日産(株)	自動車販売	若松94-2	0.8	H2.1.19	
エルム歯科	歯科医院	天王台4-5-63	1.9	H7.9.12	
我孫子市立高野山小学校	給食施設	高野山198	45.0	H1.2.12	
名戸ヶ谷あびこ病院	病院	我孫子1851	33.0	H24.10.20	
ミヨダクリーニング	洗濯業	寿1-4-13	0.3	S58.3.2	
株JOMOネット関東 あびこステーション	ガソリンスタンド	緑2-11-54	5.5	H9.10.20	
鈴木豆腐店	豆腐製造業	寿1-12-8	2.0	H2.11.1	
大正煎餅	米菓製造	緑1-10-11	1.0	S60.11.7	
株鈴木商会コスモ石油 サンフィールド寿SS	ガソリンスタンド	寿1-20-1	2.5	H7.12.1	
我孫子市立第一小学校	給食施設	寿1-22	40.0	S58.10.25	
和田ビニール加工	合成樹脂加工業	寿2-1-12	0.6	H1.10.18	
ライフストアー	スーパー	緑1-9-25	10.0	S63.11.17	
サイゼリア我孫子店	飲食業	我孫子新田10-9	9.0	H12.10.13	
石橋生絲(株) (イトーヨーカ堂)	スーパー	本町3-2	60.0	H2.4.16	
我孫子市立第四小学校	給食施設	白山3-2	55.0	S61.5.14	
我孫子市立白山中学校	給食施設	白山3-7-3	45.0	H2.10.25	
我孫子つくし野病院	病院	つくし野131-1	25.0	S61.11.14	
我孫子市立根戸小学校	給食施設	つくし野4-17-1	24.0	S61.7.18	
我孫子市立久寺家中学校	給食施設	つくし野171	23.0	S61.11.25	

6. 下水道使用料早見表（1カ月）

（単位：円）

水量	下水道使用料		
	本体金額	消費税	計
～10 m ³	900	90	990
11 m ³	1,008	100	1,108
12 m ³	1,116	111	1,227
13 m ³	1,224	122	1,346
14 m ³	1,332	133	1,465
15 m ³	1,440	144	1,584
16 m ³	1,548	154	1,702
17 m ³	1,656	165	1,821
18 m ³	1,764	176	1,940
19 m ³	1,872	187	2,059
20 m ³	1,980	198	2,178
21 m ³	2,094	209	2,303
22 m ³	2,208	220	2,428
23 m ³	2,322	232	2,554
24 m ³	2,436	243	2,679
25 m ³	2,550	255	2,805
26 m ³	2,664	266	2,930
27 m ³	2,778	277	3,055
28 m ³	2,892	289	3,181
29 m ³	3,006	300	3,306
30 m ³	3,120	312	3,432
31 m ³	3,251	325	3,576
32 m ³	3,382	338	3,720
33 m ³	3,513	351	3,864
34 m ³	3,644	364	4,008
35 m ³	3,775	377	4,152
36 m ³	3,906	390	4,296
37 m ³	4,037	403	4,440
38 m ³	4,168	416	4,584
39 m ³	4,299	429	4,728
40 m ³	4,430	443	4,873

水量	下水道使用料		
	本体金額	消費税	計
41 m ³	4,590	466	5,056
42 m ³	4,760	480	5,240
43 m ³	4,930	494	5,424
44 m ³	5,090	517	5,607
45 m ³	5,260	531	5,791
46 m ³	5,430	545	5,975
47 m ³	5,590	568	6,158
48 m ³	5,760	582	6,342
49 m ³	5,930	596	6,526
50 m ³	6,100	610	6,710
51 m ³	6,320	639	6,959
52 m ³	6,550	659	7,209
53 m ³	6,780	679	7,459
54 m ³	7,000	708	7,708
55 m ³	7,230	728	7,958
56 m ³	7,460	748	8,208
57 m ³	7,680	777	8,457
58 m ³	7,910	797	8,707
59 m ³	8,140	817	8,957
60 m ³	8,370	837	9,207
61 m ³	8,590	866	9,456
62 m ³	8,820	886	9,706
63 m ³	9,050	906	9,956
64 m ³	9,270	935	10,205
65 m ³	9,500	955	10,455
70 m ³	10,640	1,064	11,704
75 m ³	11,770	1,182	12,952
80 m ³	12,910	1,291	14,201
85 m ³	14,040	1,409	15,449
90 m ³	15,180	1,518	16,698
95 m ³	16,310	1,636	17,946
100 m ³	17,450	1,745	19,195

用語

ア行

SS（浮遊物質量）

水中に懸濁している物質をろ過または遠心分離によって分離した物質をppm（mg/ℓ）で表したものである。

暗渠

地下に埋設された、あるいは地表にあってもふたをした水路。

カ行

下水道法事業計画

公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、都道府県知事又は国土交通大臣に協議することが必要で、これを下水道事業計画という。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。

公害対策基本法

事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図ることを目的とする法律。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

合流式下水道

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

コミュニティ・プラント

民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。

サ行

最終沈殿池

エアレーションタンク、散水ろ床等からの流出を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。

最初沈殿池

微細な浮遊物を出来るだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。

処理人口

供用開始区域内の人口。

除害施設

公共下水道施設及び機能に対する障害を除去するため、公共下水道を使用する者に対して設置させることが出来る前処理施設。

水洗化人口

公共下水道（汚水）に接続している人口。

水洗化率

供用開始区域内で公共下水道（汚水）に接続している人口の割合。

整備人口

公共下水道（汚水）工事が完了している区域の人口。

タ行

特定公共下水道

特定の事業者の事業活動に主として利用されるもの。

都市計画決定

都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定める。

都市計画法事業認可

都市計画法による千葉県知事の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業計画に基づく事業に対し与えられる。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

ハ行

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物は溶存酸素のもとで微生物の働きによって酸化分解される。このとき消費する酸素量をppm（mg/ℓ）で表したものである。

ppm（mg/ℓ）

物質の量を表す単位で、100万分の1の量の表示。

普及率

行政人口に対する供用開始区域内の人口の割合。

分流式下水道

汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。

我孫子市下水道事業年報 令和2年度版

令和3年11月発行

発行 我孫子市建設部下水道課

編集 下水道課 経営担当

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

電話 04-7185-1111(代表)
